

社協のふくしサービス ガイドマップ



《スローガン》

「ともに支え合う 福祉のまちづくりをめざして」



目次

①移送サービス事業.....	1
②まごころ訪問サービス事業.....	2
③介護機器無料貸し出し事業.....	3
④会食型食事サービス「わいわいランチ」.....	4
⑤敬老月間「わいわいランチ」	5
⑥除雪ボランティア事業	6
⑦たすけあい資金貸付制度	7
⑧生活福祉資金貸付制度.....	8
⑨権利擁護センター事業(日常生活自立支援事業・成年後見制度法人後見事業)	9
⑩鹿角市成年後見支援センター	10
⑪自立相談支援事業・家計改善支援事業・就労準備支援事業(生活困窮者自立支援法).....	11
⑫重層的支援体制整備事業.....	12
⑬居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)	13
⑭訪問介護事業所(ホームヘルパー)	14
⑮花輪・尾去沢地域包括支援センター	15
⑯地域福祉ネットワーク活動を広めていきましょう	16
⑰鹿角市社会福祉協議会「福祉座談会」のお知らせ.....	20
⑱レクリエーション機器貸出リスト	25
⑲出張ミニサロン&送迎サロンをご利用ください	30
⑳ふくし総合相談窓口	32
㉑生活困窮者自立支援の流れ.....	34
㉒家計改善支援事業をご利用ください	35
㉓就労準備支援事業をご利用ください	36
㉔認定就労訓練事業について	37
㉕重層的支援体制整備事業について(イメージ).....	39
㉖不登校・ひきこもりに関する個別相談会 開催のお知らせ	40
㉗生活福祉資金貸付のご案内	43
㉘権利擁護センター	47
㉙日常生活自立支援事業.....	49
㉚鹿角市成年後見支援センター	51
㉛介護支援ボランティア制度を活用しましょう	53
㉜生活援助ボランティア事業	55
㉝地域包括支援センターへなんでもご相談ください！	57
㉞認知症でお困りの方、認知症地域支援推進員に困りごとをお聞かせください... ..	65
㉟ぶら〜っとカフェ.....	66

移送サービス事業(市委託事業)

移送サービス事業は、身体が不自由で自力での外出が困難な寝たきり等の高齢者や重度障がい者等を対象に、リフト付きバス(車椅子対応)を利用して病院への通院や入退院の移送サービスを行うことにより、外出の利便性を図り高齢者や障がい者の福祉の向上を図ることを目的としています。

利用対象者

- ・ おおむね 65 歳以上の在宅で寝たきり状態の者
- ・ 身体障害者手帳 1 級および 2 級保持者
- ・ 上記に準ずる者で社会福祉協議会会長が特に認めたもの

実施日と利用料・利用回数

- ・ 無料(月 1 回~2 回程度の利用)
- ・ 月曜日・火曜日・水曜日・木曜日
(運行時間: 午前 8 時 30 分から午後 3 時まで)



利用条件と利用範囲

- ・ 移送サービスを利用する場合は、介助者(付添い者)が同行することを原則とする
- ・ 運行範囲は、原則として市内及び近隣市町(大館市は労災病院まで)

申請からサービス実施までの流れ

1. 社会福祉協議会へ「移送サービス希望確認票」を提出(ケアマネジャー等による代行申請も可)
2. 社会福祉協議会担当職員による利用者・住宅周辺等の確認(訪問調査)
3. サービスの利用決定
4. 移送サービス運転手から当日の送迎時間の連絡調整
5. 移送サービスの開始

サービス利用時のマナー

1. **移送サービスは「タクシー」や「救急車」の代わりではありません。**
 - ・ 利用にあたっては時間に余裕をもって利用者同士乗合をお願いしています。経済的な負担軽減を図るため無料で実施していることをご理解ください。また、「〇時までの予約時間に入りたい」、「急に具合が悪くなったので通院したい」などタクシーや救急車のようなご利用はご遠慮ください。
2. **無理な時間の指定や迎えを急がせるような催促はやめてください。**
 - ・ 時間ロスを少なくし、スムーズに運行が行なえるよう配車計画をたてておりますが、無理な時間を指定されることで、時間にロスが生じ帰りの迎えの時間にも支障をきたしてしまいます。特に、冬季間は道路状況が悪くなるのが予想されることから、時間に余裕をもたせた運行を計画しています。運転手も安全運転を心掛けておりますので、急がせるような催促の電話はご遠慮ください。どうしても急ぐ必要がある場合は、「介護タクシー」等をご利用ください。
3. **付添者は利用される方の「介護者」です。乗降時の介護は責任をもって行ってください。**
 - ・ 付添される方がすべて運転手任せに介助を頼まれるケースが見られます。運転手は基本的には運転業務をメインにしておりますので、付添される方(ヘルパーやご家族)は移送車まで利用者の移動や乗降介助をお願いします(ご家族が介助できない場合は、ヘルパー等の利用をケアマネジャーからも勧めてください)。
4. **自宅前等の移送車両駐車場所の確保をお願いします。**
 - ・ 移送車両を停車・旋回できる場所の確保をお願いします。特に冬季間は降雪により停車・旋回場所が狭くなっている所もあります。その際は自宅から離れた場所乗降をお願いする場合がございますので、ご理解のほどお願いします。

お問い合わせは

鹿角市社会福祉協議会 (Tel.23-2165) 地域支援係まで、ご相談ください。

まごころ訪問サービス事業(社協事業)

まごころ訪問サービス事業は、社会福祉協議会が住民参加型の在宅福祉活動として実施しています。公的サービスで補うことが難しい在宅の要介護者や要支援者、一人暮らし高齢者及び重度障がい児者の自立生活の支援や介護者の介護負担軽減、また日常生活の援助を行い家事負担の軽減を図ることを目的としています。

利用会員

在宅で生活されている要介護者や要支援者、一人暮らし高齢者及び重度障がい児者等日常生活を営むのに援助を必要とする者

協力会員

18歳以上の市民で心身ともに健全でヘルパー等の資格を有する者、または社会福祉及びこのサービスの趣旨に賛同し、熱意をもって協力できる者

サービス内容

- ・生活援助（調理・洗濯・掃除・整理整頓など）
- ・生活必需品の買い物
- ・医療機関等への通院介助（移送手段の提供は含まれません）
- ・外出介助（移送手段の提供は含まれません）
- ・話し相手や趣味活動のお手伝い
- ・その他簡易なサービス



利用回数とサービス提供時間

サービス提供時間は、30分単位とし午前9時から午後5時までの間で1回のサービス提供時間を概ね2時間以内とする（年末年始の12月28日～1月4日は休み）

利用料と活動料

利用会員の利用料は、30分につき500円とし、現金支払いまたは金融機関からの引落とする
協力会員の活動料は、30分につき450円とし、自家用車で利用会員宅へ訪問した際は1km37円換算にて交通費を支給する

申請からサービス実施までの流れ

1. 社会福祉協議会へ「まごころ訪問サービス事業利用会員申込書」を提出
↓（ケアマネジャー等による代行申請も可）
2. 社会福祉協議会担当職員による利用者状況とサービス内容・利用料の支払方法の確認
↓（訪問調査）
3. サービス内容等により協力会員との連絡調整
↓
4. 協力会員決定後、利用会員と顔合わせ・サービス提供の再確認
↓（自宅訪問）
5. まごころ訪問サービスの開始

お問い合わせは

鹿角市社会福祉協議会（Tel.23-2165）相談支援係まで、ご相談ください。

介護機器無料貸し出し事業(社協事業)

介護機器無料貸し出し事業は、鹿角市社会福祉協議会が在宅で生活されている要介護者や要支援者、一人暮らし高齢者及び重度障がい児者等、また一時的なケガなどにより療養中の方などの対し、介護機器を貸し出すことにより自立生活の支援や介護者の介護負担軽減を図ることを目的としています。

対象者

在宅で生活されている要介護者や要支援者、一人暮らし高齢者及び重度障がい児者等、また一時的なケガなどにより療養中で日常生活を営むのに援助を必要とする者

貸し出し対象品目（台数に限りがありますので御了承ください）

- ・車椅子
- ・歩行器など



利用料

無料

ただし、介護機器の棄損・紛失、汚れがひどい場合は修繕や消毒代として実費負担していただく場合があります

申請からサービス実施までの流れ

1. 社会福祉協議会へ介護機器の在庫を確認する
↓（電話でも可）
2. 在庫があった場合、社会福祉協議会へ「介護機器貸付申請書」を提出
↓（ケアマネジャー等による代行申請も可）
3. 介護機器の搬送等の連絡調整
↓
4. 窓口または自宅で介護機器の引渡し → 介護機器の利用開始
↓
5. 介護機器を使用しなくなった場合、社会福祉協議会へ返却



お問い合わせは

鹿角市社会福祉協議会（Tel.23-2165）相談支援係まで、ご相談ください。

会食型食事サービス「わいわいランチ」(市委託事業)

会食型食事サービス事業は、地域の一人暮らし高齢者や障がいのある方々等が、地域で安心して暮らせるため、地域内での「助け合い・支え合い」活動への取り組みを推進している地域福祉ネットワーク活動の一環として、65歳以上の高齢者を対象に閉じこもり予防の地域交流や、生きがいづくり活動のための昼食交流会「通称：わいわいランチ」の開催を推進しています。

助成内容

地域福祉ネットワーク活動の一環として行う、学習会や交流会など昼食交流会の一部を助成いたします。

指定された仕出し屋から**1食850円以上**のお弁当につき、**1食400円**の助成を行います。が、**利用にあたっては月1回まで、年間3回以上の昼食交流会を開催**していただくことが助成のための条件となります。

※R5.4～単価が上がりました(750円→850円)



利用方法

利用される時は、指定業者への事前注文が必要になりますので、昼食交流会など**開催する1週間までに**、社会福祉協議会へ連絡をお願いします。

昼食交流会後、実績報告書の提出をお願いいたします。

地域福祉ネットワーク活動への職員派遣などのお手伝い

自治会等で開催される勉強会や交流会などに、社会福祉協議会職員がお邪魔して、お手伝いをいたします。認知症や介護保険などの学習会の講師として、またゲームやレクリエーション道具の貸出や指導など職員が訪問します。また、関係機関とも連携しておりますので、「こんな話が聞きたい」などの要望がございましたらお気軽にご相談ください。



利用できる仕出し屋

業者	配達可能地域	所在地・連絡先
あんべ食堂	花輪、尾去沢、八幡平	八幡平 32-2317
仕出しのポンポコ	市内全域 (1日2自治会限定)	尾去沢 23-6878
板橋仕出し店	花輪、毛馬内、大湯、尾去沢	十和田錦木 35-3211
おふくろ弁当	花輪、毛馬内、大湯、尾去沢	十和田大湯 37-3498
かまどやにここ店	市内全域、店舗受け取りのみ	花輪 23-7770
美ふじ	市内全域、店舗受け取りのみ (1日30食限定)	花輪 23-5771

お問い合わせは

鹿角市社会福祉協議会 (Tel.23-2165) 相談支援係まで、ご相談ください。

敬老のお祝いに



“わいわいランチ”を開催しませんか？

これまでの会食サービス事業（わいわいランチ）に加え、9月～10月を敬老月間と設定し、この期間に地域で開催する敬老祝いを応援します。



期 間：9月～10月
対 象 者：65歳以上(自治会単位でのお申し込みをお願いします)
助成内容：自治会で行われる敬老祝い会等に1,000円分の昼食代
(一部仕出し屋では飲料込可)
※指定業者がございます

◎利用できる“仕出し屋さん”

業者	配達可能地域	所在地・連絡先
あんべ食堂	花輪、尾去沢、八幡平	八幡平 32-2317
仕出しのポンポコ	市内全域 (1日2自治会限定)	尾去沢 23-6878
板橋仕出し店	花輪、毛馬内、大湯、尾去沢	十和田錦木 35-3211
おふくろ弁当	花輪、毛馬内、大湯、尾去沢	十和田大湯 37-3498
かまどやにこここ店	市内全域、店舗受け取りのみ	花輪 23-7770
美ふじ	市内全域、店舗受け取りのみ (1日30食限定)	花輪 23-5771

●事前に予約が必要です！！

※開催日の1週間前までに社会福祉協議会へお申し込みください。

開催終了後、報告書の提出をお願いします。

(報告書は、社協窓口および社会福祉協議会のホームページからダウンロードできます)



《 問合せ・申込先 》

鹿角市社会福祉協議会

TEL 23-2165

除雪ボランティア事業

高齢化の進展に伴い、一人暮らしや高齢者だけで暮らす世帯も年々増加しています。

社会福祉協議会では、住み慣れた地域で暮らしたいという高齢者の思いと、冬の除雪に大きな不安を抱えている声をお聞きし、市民の助け合い活動として除雪ボランティア事業を実施しています。

ご近所や親戚からの支援が受けられず、除排雪にお困りの方はお問い合わせください。

対象者

おおむね 70 歳以上の低所得の一人暮らし高齢者世帯、または高齢者のみの世帯、身体障がい者世帯であって、ご近所や親戚等からの除雪支援を受けることができない方

実施内容

市民ボランティアの手で、屋根等から落ちて玄関前や通路などにたまった雪の除排雪を中心に行います。積雪の状況を見ながら、ボランティアと調整して実施します。

注意していただきたいこと

- ・降雪時の除雪には対応できません。早くても 2~3 日後の作業となります。
- ・屋根の雪下ろしは行いません。
- ・世帯の状況やボランティアの調整がつかないなどにより、実施できない場合もあります。



お問い合わせは

鹿角市社会福祉協議会 (Tel.23-2165) 相談支援係まで、ご相談ください。

低所得世帯への日常生活費等のつなぎ資金に関する相談は

たすけあい資金貸付制度

社会福祉協議会が独自に行っている貸付制度で、低所得世帯の方を対象に日常生活費等のつなぎ資金を無利子で貸付ける資金です。

- 対象となる方
- ・市内に住所を有する方（世帯単位での貸付です）
 - ・生活困窮状態が慢性的ではなく、一時的に困窮している世帯
 - ・市内に住所を有する保証人が必要（同一世帯の方や、既にたすけあい資金の保証人になられている方、保証能力のない方は保証人となることはできません）

貸付金額	上限5万円
返済期間	貸付後1年以内
利子	無利子



申請から貸付までの流れ

1. お電話いただくか、社協事務所へお越しください。
相談内容を詳しくお伺いします。
(相談内容により、貸付に該当にならない場合がございます。)
↓
2. 貸付の対象となる方は、「たすけあい資金借入申込書」及び「たすけあい資金借用証」に必要事項を記入の上、社会福祉協議会へ申請します。なお、申請には、原則として市内に住所を有する保証人が必要となり、「申込書」及び「借用書」の保証人記入欄へは、住所・氏名等を保証人が自署する必要があります。また、申請には、「申込書」「借用書」のほか、申込人が居住する地区の民生委員からの意見「たすけあい資金申込者（担当民生委員の意見）」が必要になります。
↓
3. 提出された申込書及び担当民生委員の意見により、社協担当職員が保証人への承諾確認、担当民生委員への状況確認を行った上で、事務局審査を経て、可否を申込人へお知らせいたします。
↓
4. 原則として申込人が来所し、貸付決定した金額をお渡しします。なお、資金交付の際には、領収書及び借用書（借用月日）を記入していただきます。
↓
5. 貸付後1年以内の償還となります。償還方法は、原則として事務所へお出で頂きますが、何らかの事情により、お出で頂けない場合は、社協の口座に送金して頂きます。なお、期間内で償還頂けない場合は、申込人及び保証人へ督促を行います。

お問い合わせは

鹿角市社会福祉協議会（Tel.23-2165） 地域支援係まで、ご相談ください。

様々な理由で借入が困難な低所得の方への資金の貸付に関する相談は

生活福祉資金貸付制度

生活福祉資金は金融機関や公的貸付制度からは借入が困難な所得の少ない世帯、障がい者や介護を要する高齢者の世帯に資金を貸付けと必要な援助を行うことにより、その経済的自立と生活の安定を図ることを目的としています。

対象となる方

- ・低所得世帯（失業者含）、障がい者世帯、高齢者世帯 ※世帯単位での貸付です
- ・生活福祉資金の連帯保証人は貸付を受けられません

貸付の種類

総合支援資金	失業や収入の減少により、世帯の生活の維持ができなくなった等、生活の立て直しのための貸付資金です。
福祉資金（福祉費）	福祉機器の購入や、商売・結婚・出産・葬儀・引越・住宅改修等の経費、また、日常生活上一時的に必要な経費等をお貸しするものです。
福祉資金（緊急小口資金）	緊急かつ一時的に世帯の生計維持が困難となった場合の貸付資金です。
教育支援資金	高校、大学、短大、専門学校（専修大学専門課程）への修学に際し、入学金・制服等の就学経費と、授業料・通学定期代等の修学経費となる貸付資金です。
不動産担保型生活資金	今お住まいの居住用不動産を担保に生活資金をお貸しするものです。一定の居住用不動産を所有している必要があり、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯（要保護高齢者世帯）が対象です。
要保護世帯向け 不動産担保型生活資金	※担保となる居住用不動産（土地）の評価額の下限は1,000万円程度

注意事項

- ・すでに支払った費用は対象になりません。
- ・他の金融機関、公的貸付・助成金制度が受けられる場合はそちらが優先になります。
- ・原則として連帯保証人が1名必要です。
ただし、連帯保証人を立てない場合でも資金の貸付を受けることができます。（教育支援資金・緊急小口資金など連帯保証人を必要としない資金もございます）
- ・貸付利率は、連帯保証人を設定する場合は無利子。
設定しない場合は年1.5%。



生活福祉資金は、秋田県社会福祉協議会が実施している貸付制度です。民生委員や市町村社協が相談窓口となり、生活支援をもとに無利子や低利子で資金貸付を行うものです。

お問い合わせは

鹿角市社会福祉協議会（Tel23-2165）地域支援係まで、ご相談ください。

判断能力が低下した場合の財産等の管理に関する相談は

権利擁護センター事業(日常生活自立支援事業・成年後見制度法人後見事業)

■日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)

秋田県福祉生活サポートセンター(秋田県社会福祉協議会運営)では、判断能力が弱まってきた高齢者や知的障がい者、精神に障がいのある方が、住み慣れた地域で安心して生活できるように日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)を実施しています。県内すべての市町村社協に福祉生活サポートセンターを設置し次のようなサービスを提供しています。(1を基本に2と3のサービスをご利用いただけます。)

サービス内容

①福祉サービスの利用援助

- ・福祉サービスに関する情報提供、助言
- ・福祉サービスの利用または利用をやめるために必要な手続き援助
- ・福祉サービス利用料を支払う手続き援助等
- ・福祉サービスについての苦情解決制度の利用援助

※利用者ご本人の施設入所に関しての書類の記入は行っておりません。

このことに関しましては、ご本人・家族の方をお願いいたします。

②日常的金銭管理サービス

1. 年金及び福祉手当の受領に必要な手続き
2. 医療費を支払う手続き
3. 税金や社会保険料、公共料金等を支払う手続き
4. 日用品の代金を支払う手続き

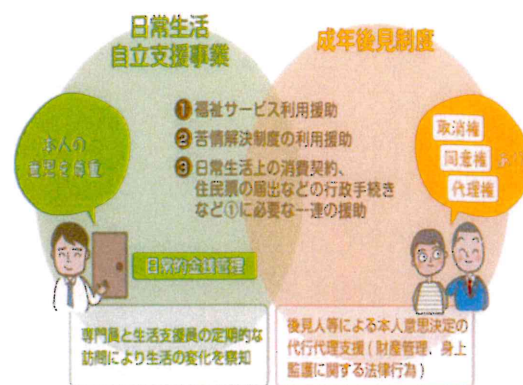
1. から 4. の支払いともなう預金の払戻、預金の解約、預金の預け入れの手続き

※日用品を買う行為については行っておりません。

③書類等の預かりサービス

1. 年金証書 2. 預貯金の通帳 3. 権利証 4. 契約書 5. 保険証書 6. 実印・銀行印 7. その他

※株券や債権等の有価証券・不動産・貴金属・絵画等を預かることはできません。



■成年後見制度法人後見事業

権利擁護センターを運営している鹿角市社会福祉協議会が、家庭裁判所から「成年後見人」等に選任された場合に、本人の支援を行います。後見人等の主な仕事は身上監護と財産管理の2つに分けられます。

主な支援の内容

①身上監護とは

ご本人に契約能力がない場合に介護契約や施設入所契約など本人の身上の世話や療養看護を行うもの。

- ・施設の入退所に関する事～老人ホームなどの施設の入退所・処遇の監視など
- ・介護、生活に関する事～介護保険の利用手続きや介護サービス提供者等との契約、費用の支払いなど

②財産管理とは

本人の資産や負債、収入及び支出の内容を把握し本人の生活状況に適した計画的な支出をするもの。

- ・銀行などの金融機関との取引や支出、収入の管理
- ・不動産などの重要な財産の管理、処分、権利証・通帳などの保管

お問い合わせは

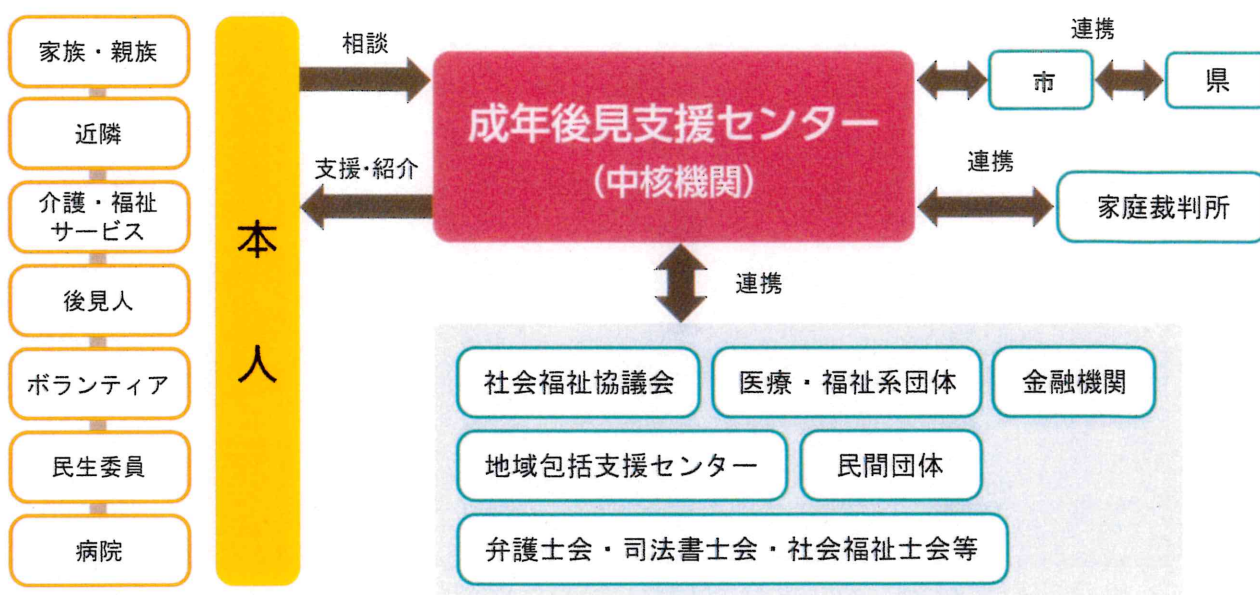
鹿角市社会福祉協議会権利擁護センター(鹿角市福祉生活サポートセンター)(Tel22-1956)まで、ご相談ください。

成年後見制度の利用に関する相談は

鹿角市成年後見支援センター事業

成年後見制度の利用促進を図るため、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、だれもが権利擁護支援が届く体制整備が求められています。当市においては「鹿角市成年後見制度利用促進基本計画」（2020年12月）を策定し、その計画の中には権利擁護を必要とする人への早期発見と仕組みや迅速に適切な対応がとれるよう体制整備を進めることにし、その中核となる機関として「鹿角市成年後見支援センター」を開設しました。2000年4月に介護保険制度と同時に、成年後見制度も始まりましたが、介護保険が介護を必要とする高齢者を支える制度として定着したのに対し、成年後見制度の利用は順調とは言えません。成年後見制度が進みにくかった理由はニーズがないからではなく、司法や福祉、各関係者等との連携が難しかったことが理由の一つです。急速に進む高齢化や核家族化の中で、成年後見制度の利用が必要かもしれないケースは今後も増加していくことが予想されており、センターの活用を進めていきます。

■成年後見支援センターとは



■成年後見支援センターの業務

① 相談

成年後見制度の利用が必要であるかを検討し、今後の方向性について一緒に考えていきます。また、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業に関する相談をお受けします。

受付時間：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝祭日や年末年始はお休み）

※センターへ来所してご相談の場合、事前にお電話いただくとスムーズです。

② 申し立て手続きのお手伝い

家庭裁判所に申し立てをする際の必要書類の説明や申立書の書き方等の支援を行います。

③ 後見人のサポート

親族の後見人を引き受けている方や、後見人を初めて受ける方の相談を受け付けて支援を行います。

④ 広報・啓発業務

研修会の開催や広報活動などをおして、成年後見制度の周知や利用促進を図ります。

⑤ 関係機関との連携

行政機関、関係機関等専門職との連携体制の構築に努めます。また、成年後見人等からの相談に対する支援を行うほか、制度利用に係る課題等の把握に努めます。

お問い合わせは

鹿角市成年後見支援センター（Tel.22-1956）まで、ご相談ください。

生活に困っている方に関する相談は

自立相談支援事業・家計改善支援事業・就労準備支援事業(生活困窮者自立支援法)

生活困窮者自立支援法とは

長引く景気の低迷により失業や非正規雇用、低収入など急増し、働ける世代の生活保護受給者も増加しています。また、単身世帯やひとり親世帯の増加、近所づきあいの希薄化などによる社会的孤立によって、誰にも相談できない状況も広がっています。このように誰もが生活困窮に陥るかもしれない恐れがある社会の中、生活に困っている方が自立するための支援が急がれるなか、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」として相談および支援を行います。

■自立相談支援事業（主任相談支援員・相談支援員・就労支援員）

生活困窮者の相談に広く対応し、当該生活困窮者が抱える課題を把握するとともに、その置かれている状況や本人の意思を十分に確認することを通じて個々人の状態にあった支援計画の作成など包括的に行う。

実施内容

- ①相談窓口の設置
生活困窮者の複合的な課題に包括的・一元的に対応する相談窓口を設置
- ②出張・訪問相談の実施
来所が困難な場合において、出張相談を実施。また地域や相談基幹のネットワーク強化により生活困窮者の把握を行い、訪問による相談支援を行う
- ③支援調整会議の開催
相談者の抱える課題を関係機関と共有し支援策を検討する支援調整会議を開催
- ④関係機関のネットワークづくり、社会資源の開催
地域での見守り体制構築や関係機関のネットワークづくり、社会資源の開発を行う
- ⑤広報
相談窓口の周知を図るため、チラシや広告等による広報を実施



■家計改善支援事業（家計相談支援員）

家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにすることで相談者の生活の再生に向けた意欲を引き出すとともに、家計支援計画の作成、必要な情報提供、専門的な助言及び指導等を行い、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されることを支援する。

■就労準備支援事業（就労準備支援員）

ひきこもりや生活困窮者等の方に対し、早期就労に向けた就業相談やアドバイス、また生活リズムの改善に関する専門的な助言・指導などを実施することで、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援する。

相談できる方

生活保護を受給している方以外で、生活に困っていて、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある方（生活困窮者）はだれでも相談できます。年齢に制限はありません。

経済的な問題で生活に困っている方、長く失業している方、引きこもりやニートで悩んでいる方、働いた経験がなく不安な方など、生活の問題を抱えている方はどなたでもご相談ください。相談は無料です。

お問い合わせは

鹿角市社会福祉協議会（Tel.23-2165）相談支援係まで、ご相談ください。

複雑・複合化したケースに関する相談は

重層的支援体制整備事業(社会福祉法)



重層的支援体制整備事業とは…

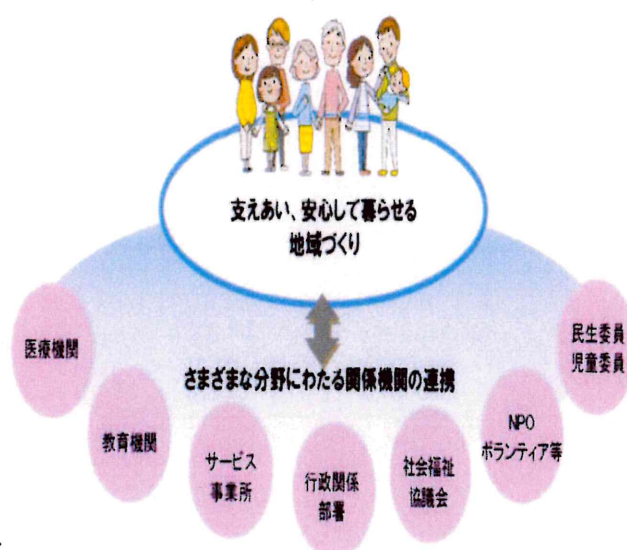
少子高齢化により人口減少が進行する中で、世帯構成や暮らし、生活の変化などにより、家族や地域住民同士のつながりが希薄化し、複雑・複合化した福祉的課題を抱える事案や各分野の制度の狭間にある課題が増えてきています。重層的支援体制整備事業では、①相談支援②参加支援③地域づくりを軸に既存事業を移行して実施する「包括的相談支援事業・地域づくり事業」と新規事業「多機関協働事業・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業・参加支援事業」から構成される5つの事業を一体的に実施するものです。世代を問わない相談の受け止めや世代を超えて交流できる場所の確保などを行うとともに、支援機関が一丸となって支援を進めていく体制づくりを目指しています。

■包括的相談支援事業

介護、障がい、子ども、生活困窮などの分野ごとに行われている相談支援を一体的に実施することで、相談者の年齢や内容に関わらず、相談を受け止め、受け止めた相談のうち、単独の相談支援事業者では解決が難しい場合には、各関係機関と連携を図りながら対応するほか、必要に応じて適切な関係機関につながります

■多機関協働事業

相談支援機関等からつながれた、複雑・複合化した課題について課題の把握や相談支援機関の役割の整理を行い、相談者や世帯が望む目標や課題解決に向けたプランを作成し、市町村全体の体制として伴走支援ができるように支援する



■アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

必要な支援が届いていない人に支援を届けることを目的とし、本人と直接対面したり、支援等の情報が書かれたチラシを届けたりして、継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行う

■参加支援事業

地域の社会資源などを活用して、社会とのつながりづくりに向けた支援を行うことを目的とし、既存の資源や新たな視野会資源への働きかけを行うなど、本人や世帯に合った支援メニューの開発を行う

■生活困窮者のための地域づくり事業

地域における交流の場や居場所の確保を進め、居場所づくりや生きがいづくり、多様な社会参加から社会とのつながりをもてるよう、地域における社会活動の活性化や地域活動が生まれやすい環境づくりを目指します。

お問い合わせは

鹿角市社会福祉協議会 (Tel.23-2165) 地域支援係まで、ご相談ください。

居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)

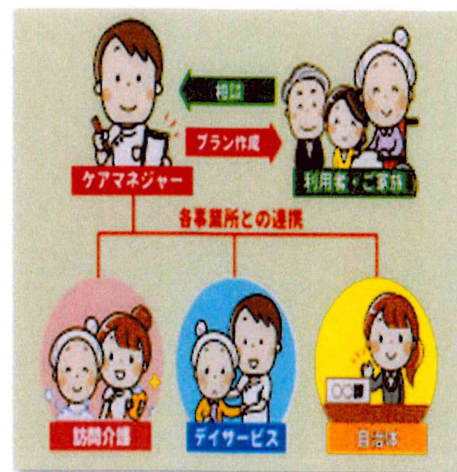
居宅介護支援事業所は、介護支援専門員（ケアマネジャー）を配置し介護保険サービスを受ける要介護と認定された方が適切かつ効果的にサービスが受けられるよう、介護サービス計画（ケアプラン）を立てたり、介護サービス提供者や事業所とサービスを受けるお客様やご家族との連絡調整を行います。

介護支援専門員（ケアマネジャー）

職員配置	担当
高瀬輝美	管理者 主任介護支援専門員（介護福祉士）
金澤由香子	介護支援専門員（介護福祉士・社会福祉士）
田中里華	介護支援専門員（介護福祉士）

サービス利用までの手順

- 1. 申請する** 本人または家族が市介護保険担当窓口等で「要介護認定」の申請を行います
↓（ケアマネジャー等による代行申請も可）
- 2. 心身の状態を調査します**
↓（訪問調査 調査員が本人や家族から聞き取り調査が行われます）
↓（主治医意見書 鹿角市の依頼を受けて、主治医による意見書が作成されます）
- 3. 認定審査会**
↓（審査・判定 訪問調査の結果や主治医の意見書をもとに、どのくらい介護が必要かなどを審査・判定されます）
↓（認定 要介護度の認定を行い、本人に通知されます）
- 4. ケアプランを作ります**
↓（ケアマネジャーと相談して、本人の希望や状態に応じた介護サービス計画（ケアプラン）をたてます）
- 5. サービスを選びます**
（要支援1・2の方は ⇒ 介護予防サービス *地域包括支援センターが担当します）
（要介護1～5の方は ⇒ 介護サービスまたは施設サービスなど利用できます）
（非該当の方は ⇒ 鹿角市が行う総合支援事業など利用できます）
- 6. サービスを利用します**
（本人または家族がサービス事業者と契約を結び、ケアプランに基づいてサービスを利用します）
（原則として費用の1割は利用者の負担となります）



お問い合わせは

居宅介護支援事業所（Tel.22-3188 担当：介護支援専門員（ケアマネジャー））まで、ご相談ください。

高齢者や障がい者への介護サービス提供は

訪問介護事業所(ホームヘルパー)

訪問介護事業所は、訪問介護員(ホームヘルパー)を配置し、ご家庭を訪問し家事・介護に関する日常生活の援助や相談を通して、ご家庭での自立した生活をご支援いたします。

職員の体制			
職 種	常 勤	非 常 勤	職務の内容
1 管理者 (田口 あゆみ)	1	0	事業の統括
2 サービス提供責任者 (田口 あゆみ、石井 八十子)	2	0	サービス提供責任者
3 従事者である訪問介護員(サービス提供責任者を含む)	2	3	身体介護
(1) 介護福祉士	(2)	(1)	生活介護
(2) 訪問介護養成研修2級課程修了者	(0)	(2)	身体生活 乗降介助

サービス内容

(1) 身体介護サービス

ご家庭に訪問し、入浴や排泄、食事などの介助をします。

食事介助	口腔介助	排泄介助	陰部洗浄
入浴介助	洗髪	部分浴	清拭
歩行介助	体位交換	衣服の着脱	通院介助
車いす介助	移動・移乗介助	相談援助	その他



(* 個々のサービス支援計画にそってご支援いたします。)

(2) 生活援助サービス

ひとり暮らしの方や同居家族が病弱な方々が家事を行うことが困難な場合に利用できます。

洗濯	居室等の掃除	買い物
調理	衣類の補修・整理	シーツ交換
寝室の整理	相談・援助	その他



(3) 介護保険外サービス

①外出介助サービス

介護保険制度では認められない範囲の通院等の外出介助や見守り介助、それに付随した身体介護等の介助をします。

区 分	利用料		
	早朝 6:00-8:00	日中 8:00-18:00	夜間 18:00-22:00
介護保険サービスの対象にならない方への通院介助や院内介助	30分につき 1,063円	30分につき 850円	30分につき 1,063円
一緒に外出しての日用品の買い物援助など(概ね1時間以内)			
行事などへの付き添い介助(概ね1時間以内)			

お問い合わせは

訪問介護事業所 (Tel.23-2317) まで、ご相談ください。

花輪・尾去沢地域包括支援センター は、高齢者の総合相談窓口です。

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していけるように、介護、福祉、健康、医療など様々な面から高齢者やその家族を支えています。本人や家族、地域住民、介護支援専門員（ケアマネジャー）などから受けた相談ごとを様々な職種や関係機関と連携をとり、高齢者の生活全般を支えます。

職 種	職務の内容
管理者 兼社会福祉士 阿部 巖	介護予防サービス・支援計画書の作成 介護予防サービス事業者との連絡調整 サービス実施状況把握、評価 利用者状況の把握 給付管理 要介護認定申請に対する協力、援助 相談業務
主任介護支援専門員 田中 千賀子 ※認知症地域支援推進員	
副管理者 兼保健師 金田一 友紀子 保健師 米沢 典子	
介護支援専門員 田中 春子 板橋 龍子	
訪問支援員(社会福祉主事) 駒ヶ嶺 悠太 (精神保健福祉士) 石井 未来	訪問支援による高齢者の実態把握、相談業務

～地域包括支援センターにお気軽にご相談ください～

介護予防に関すること 介護保険や介護サービスのことを知りたい。どうすれば利用できるの？

☆心身の状態に合わせて、基本チェックリストや要介護認定の申請をご案内します。また、要支援と認定された場合は、介護保険のサービスを利用するための計画(介護予防ケアプラン)をたてます。

身体のこと・健康のこと 体の衰えに不安があるので、介護予防の取り組みを知りたい。

☆市町村が行う介護予防の取り組み(介護予防・日常生活支援総合事業)が利用できます。地域包括支援センターでは様々な取り組みを紹介しています。

権利や財産を守ること お金の管理に自信がなくなってきた。消費者被害にあった。

☆判断能力が衰えた場合に備えて、「成年後見制度」を利用して後見人を選んでおくことができます。地域包括支援センターでは、成年後見制度の利用を支援しています。

近所の高齢者のこと 最近顔を見かけなくなった高齢者がいて心配です。

☆定期的にひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯を訪問したり、電話での安否確認を行っています。必要な場合は関係機関と連携して解決に努めます。

地域包括支援センターに行けない時は・・・

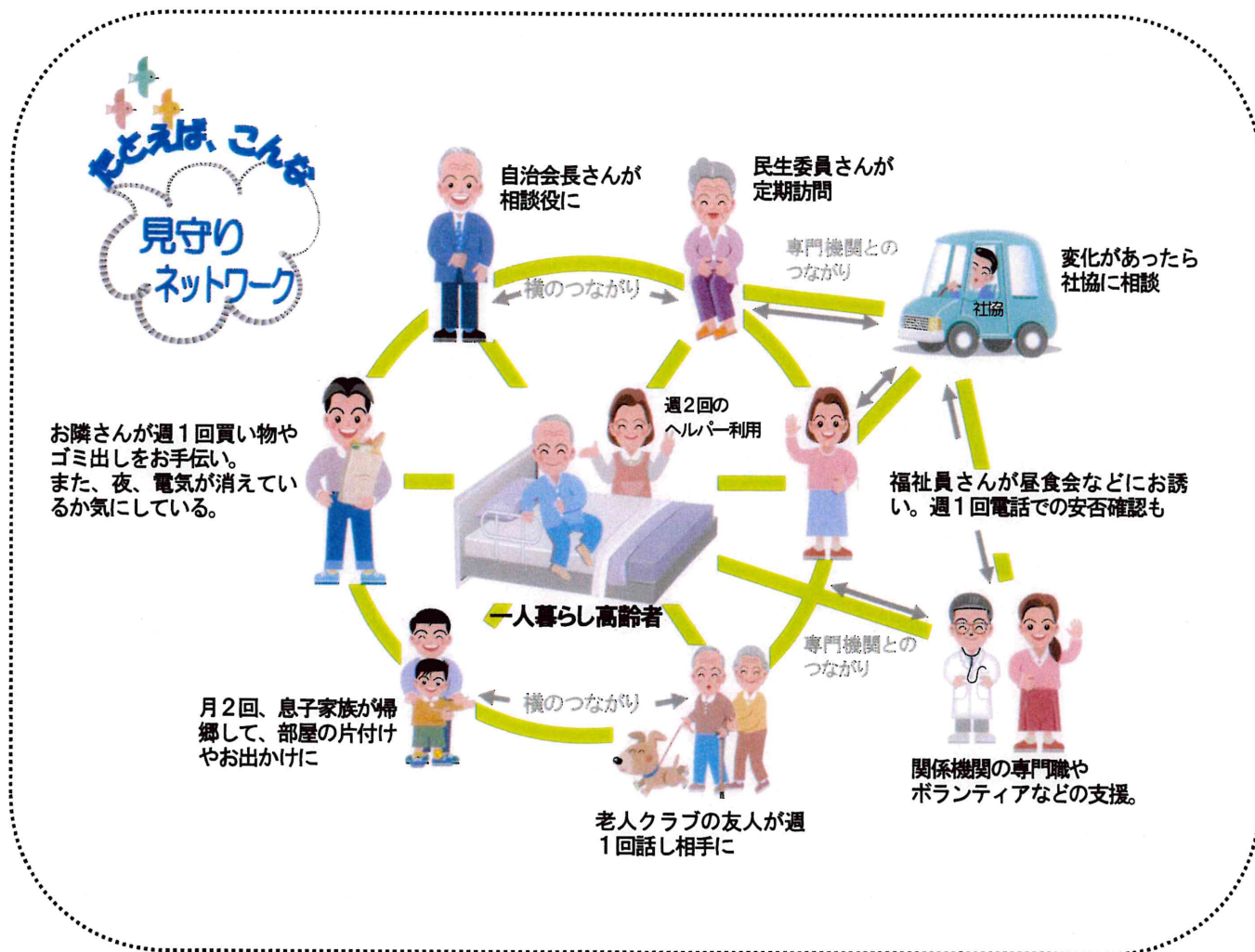
☆体調が悪かったり、家族の介護で地域包括支援センターへ行けないなどの場合は、職員が訪問することもできますので、お気軽にご連絡ください。

お問い合わせは、

花輪・尾去沢地域包括支援センター (Tel.22-0502) まで、ご相談ください。



地域福祉ネットワーク活動を 広めていきましょう！！



～福祉課題の解決へ向け多種多様な関わりを模索し
支援をつなぎ合わせていきます～

●地域福祉ネットワーク活動支援事業は

地域の「助け合い・支え合い」活動へ取り組まれる自治会を『応援する』事業です

鹿角市社会福祉協議会では、社協会費や赤い羽根共同募金配分金を活用し、「地域福祉ネットワーク活動支援事業」を行うことにより、スローガンでもある「ともに支え合う福祉のまちづくりをめざして」の実現に向け、地域の皆さまと共に福祉力を高めることのできる地域づくりを目指していきます。

●自治会での具体的な取り組み例

自治会の範囲で気になる方、心配な方の見守り活動を住民の参加により進めていただきます。

地域で気になる方などへの見守り訪問活動
暮らしの困りごとを抱える方への生活支援活動
交流・閉じこもり予防を目的とした昼食会の開催
定期的なネットワーク会議などの開催
住民懇談会の開催や学習会の開催 など



社協の職員が一緒にお手伝いします

自治会の人口規模や従来の活動状況に合わせて取り組み方は様々です。
社協職員が随時訪問して、無理なく取り組める方法を皆さんと一緒に考えます。

活動を始めるにあたって

地域福祉ネットワーク活動費を助成します。

自治会内において、自治会長、民生委員、福祉員、老人クラブや婦人会など関係する団体の皆様の合意と協力により、活動を進めていただける自治会を募集します。



「地域福祉ネットワーク活動支援助成金」のご案内

1. 地域で取り組んでいただきたい活動例

- 地域で気になる方などへの見守り訪問活動
- 暮らしの困りごとを抱える方への生活支援活動
- 交流・閉じこもり予防を目的とした昼食会(わいわいランチ)の開催
- 定期的なネットワーク会議などの開催
- 住民懇談会の開催や学習会の開催 など

★ご留意いただきたい点

自治会長、民生委員、福祉員、老人クラブや婦人会などの関係する団体の合意により申請していただき、地域住民の参加協力を得て活動を進めてください。

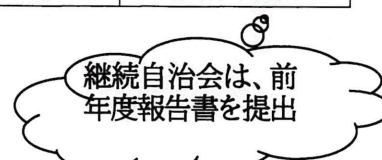
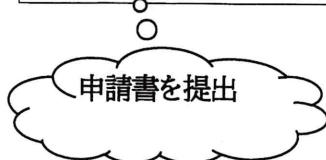
2. 助成する金額

- 活動内容を精査したうえで、上限3万円まで

3. 助成対象となる活動期間・助成の流れ

所定の申請書・実績報告書をご利用ください。

1月	3月	4月
次年度申請～精査・審査	決定・通知	助成・報告



※新規に取り組まれる自治会へは、3年間継続して3万円を助成いたします。

※4年目以降は、一律1万円。

毎年度事業申請の提出を受けて、審査のうえ、決定・助成いたします。

申請多数の場合、ご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。

《地域福祉ネットワーク活動》

助成対象経費	助成要件	助成金の額
地域福祉ネットワーク活動費	地域福祉ネットワーク活動に係る経費 (事務経費)	新規(1~3年まで) 30,000円 継続(4年以上) 一律10,000円
活動区分	活動内容	
見守り活動	・要援護者等への日常的な近隣者による声かけ等	
	・要援護者等への定期的な訪問・電話、回覧板や広報配布時の手渡し等	
	・要援護者台帳等の作成	
生活支援活動	・要援護者等への話し相手、買物、外出の付き添い、ゴミ出し、重い物の移動、軽微な修理等	
緊急時支援活動	・要援護者の把握調査	
	・緊急時の要援護者支援(緊急連絡票の作成等)	
その他の福祉活動	・情報交換会議、福祉に関する研修等	



職員が自治会に出向いて介護予防や炊き出し訓練のお手伝い。
また、お茶っこを飲みながら地域の話をしたり、レクリエーション機器を使用して脳トレも実施しています。



鹿角市社会福祉協議会「福祉座談会」のお知らせ

社会福祉協議会(社協)では、自治会や各種団体などの会合や学習会などに職員が出向いて「福祉座談会」を開催いたします。社協の事業や福祉の専門的な制度やサービスなどへの理解を深めていただくとともに、住民のみなさんと情報交換を行い、地域の現状を把握し、ともに支え合う福祉のまちづくりをめざしています。



◆◆◆どなたでもご利用できます！お気軽にお声をかけてください◆◆◆

市内の各種団体・自治会・学校や企業などの学習会などご利用ください。

◆◆◆ご希望の日時にできる限りお邪魔します◆◆◆

年末年始を除いた日であれば、日曜・祝祭日いつでもご利用できますが、どうしても職員の都合がつかない場合は、日時やメニューの変更をお願いする場合がありますのでご了承ください。

◆◆◆利用料は一切かかりません。無料です◆◆◆

利用料は無料です。ただし、内容によって必要な教材費などを使う場合は、事前にご負担についてご相談する場合がありますのでご了承ください。



よろしくお願ひします



【申込・問合せ先】

鹿角市花輪字下花輪 86-2

鹿角市社会福祉協議会 地域支援係

TEL:23-2165 FAX:23-2850

鹿角市社会福祉協議会福祉座談会の主なメニュー

No	メニュー	主な内容
1	「社協ってどんな活動をしているの？」 ～社協の組織と事業内容の紹介～	「社協の活動が良くわからない」市民の皆さんからそのような声をお聞きます。社協が行っている事業を紹介し、社協への理解を深めていただきたいと思います。また、地域の状況について情報交換を図っていきます。
2	「ボランティアをしたい。ボランティアから手伝ってほしい。」 ～鹿角市のボランティア活動について～	鹿角市内のボランティア活動の状況や活動の紹介、斡旋などを行い、鹿角市のボランティア活動について皆さんと一緒に考えていきます。
3	「鹿角市のふくしについて勉強したい（学校総合的な学習向け）」 ～当事者とのふれあいや疑似体験活動～	各学校において、児童や生徒の「豊かな心」、「思いやりの心」を育むことを目的とした取り組みが行われておりますが、体験学習等を通してふくしについて理解を深めます。
4	「心強い遠くの親戚より近くの他人。地域の助け合いづくり。」 ～地域福祉ネットワーク活動について～	少子高齢化が進んでいる当市において、今後も住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域の皆さんと支え合いのまわりについて考えていきます。
5	「金銭管理等不安になってきたけどどうしよう？」 ～日常生活自立支援事業と成年後見制度について～	認知症などが増えている中、一人暮らしをしているが金銭管理が不十分になって子供たちは離れていて協力してもらえない。そんな時、利用できる制度を学習していきます。
6	「ちよつとした介護機器を使って介護負担の軽減を図りましょう」 ～便利な介護用品の紹介・知って得する介護技術講習～	ちよつとした介護機器や用品を使うことにより、ぐつと在宅介護が楽になります。デモ機やサンプル商品など直接見て触れることができます。
7	「介護が必要にならないように予防が大切です」 ～日常的に出来る介護予防の紹介や実技指導～	「人の世話にならず、いつまでも元気でいたい」。誰もが願っていることです。そのためにも、日常的な介護予防への取り組みが大切です。
8	「募金はどのように使われているの？」 ～赤い羽根共同募金の仕組みについて～	毎年行っている募金はどのように使われているのか。皆さんの募金がどのように使われているのか分かります。説明します。
9	「介護が必要になったらどうしよう？」 ～介護保険制度の手続きからサービス利用や内容を紹介～	「いざ介護が必要になったらどうしよう」慌てる事なく、身近な介護保険制度について、申請からサービス利用まで具体的な流れを紹介いたします。実際、介護認定など必要な場合はケアマネジャーが訪問しますのでその時にも個別に相談できます。
10	「ちよつとつぶく。おしゃべりタイム」 ～出張サロン。なんでもいいのでお茶っこ飲みながらしゃべりましょう～	家にばかり閉じこもらないで、会館などに集ってみんなとお茶っこなど飲みながらおしゃべりしませんか。

上記以外のことも可能な限り対応したいと思いますので、お気軽にご相談ください。

回覧	会長	事務局長	職員

鹿角市社会福祉協議会福祉座談会 申込書

申 込 日	令和 年 月 日	※受付NO.
申込メニュー	No.	内容:
申込団体名		
代表者氏名		
代表者住所		
電 話 番 号	自宅:	勤務先等:
受講希望日時	令和 年 月 日 (曜日)	午前・午後 時 分～ 午前・午後 時 分まで
集りや学習会等の 名称		
受講者数等	名	対象(男女別、年齢構成など):
会 場		
学習のねらいや講座内容に対する要望がありましたらご記入ください。		

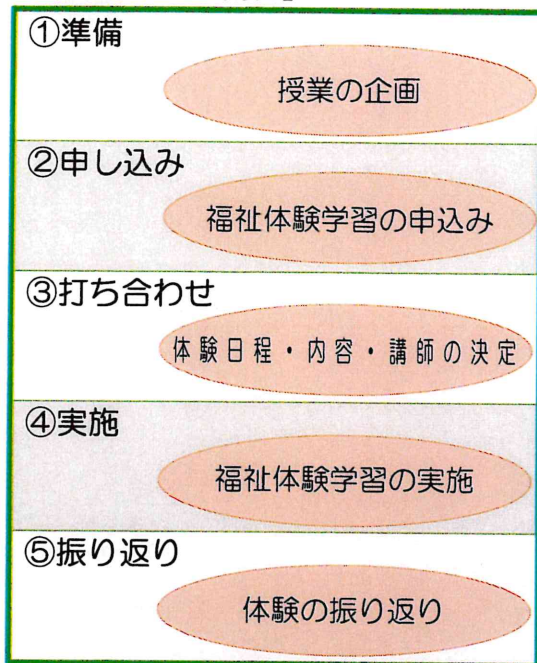
※担当記入欄				
受付日	担当者への連絡	担当者の返事	受講者への連絡	最終確認

*****福祉体験学習について*****

計画から実施まで

鹿角市社会福祉協議会では、福祉体験学習やボランティア学習についてのご相談を受け、授業の内容や活動先のご紹介などを行います。費用は無料です。

【実施までの流れ】



体験内容や日程等お気軽にご相談ください。

福祉体験学習申込書の提出をお願いいたします。
※当会のホームページからダウンロード可能です。

内容によっては、事前に体験学習の内容や授業の進め方等の打ち合わせを行います。

車いすや点字盤等は当会でご用意いたします。

体験して感じたこと、自分たちにできることなど、みんなで体験を振り返り、話し合しましょう。

福祉体験学習を応援する貸し出しグッズ

鹿角市社会福祉協議会では、福祉教育や様々な福祉体験学習のために各種用具を揃えています。お気軽にご相談ください。

貸し出しグッズ	使い方
車いす (2)	自走用のスタンダード車いすです。
アイマスク	実際に着用して施設内を歩いてみます。 (提供品ですので使用後はお持ち帰りください。)
高齢者疑似体験セット (7)	Sサイズ、Lサイズが2セットずつ、Mサイズが3セットあります。
視覚障がい体験グラス (4)	視覚障がいの疑似体験です。
視覚障がい体験ゴーグル (2)	
白杖 (1)	視覚障がい者用の白い杖です。
点字盤 (40)	携帯用の簡易タイプです。
点字用紙	点字を打ち込む用紙です。 (提供品ですので使用後はお持ち帰りください。)
イヤードیفENDER (4)	聴覚障がいの疑似体験です。



※基本的には、福祉体験学習での使用に限り貸し出しいたします。上記のほか、介護予防やレクリエーション等の用具もごさい-23-

福祉体験学習 申込書

鹿角市社会福祉協議会 行
 FAX 23-2850
 MAIL info@kazunoshishakyo.or.jp

年 月 日記入

団体名		参加人数	
		人	
担当者名			
TEL		FAX	
学習のねらい			

希望する福祉体験学習

	体験学習名	希望日時			
			第1	第2	第3
第1希望		日にち			
		時間			
第2希望		日にち			
		時間			
第3希望		日にち			
		時間			
その他要望等					

レクリエーション機器貸出リスト

鹿角市社会福祉協議会では、市内の自治会や高齢者サロン、子供会、老人クラブ等の地域団体へレクリエーション機器を無料で貸し出ししています。
借用期間等のルールは次のとおりです。

対 象：市内の自治会、高齢者サロン、子供会、老人クラブなどの団体が行う非営利を目的とする活動。※営利目的の団体（事業）や個人的な活動は対象外です。

貸出期間：4日以内（期間厳守をお願いします）

数 量：1団体1回につき3種類まで

手 続 き：当会の窓口ならびにホームページに掲載されている「レクリエーション機器貸出申込書」を記入の上、お申込みください。

運搬方法：借用される団体で運搬をお願いします。

注意事項：レクリエーション機器が破損した場合（紛失などを含む）は、借用された団体に弁償していただくことがあります。
レクリエーション機器の数には限りがありますので、事前にお電話で確認いただくことをお勧めします。
貸出を延長希望される場合は、次の団体の予約がありますので、早めにご相談ください。

※このレクリエーション機器は、市民の皆様からお寄せいただいた社協会費や共同募金を財源として整備しています。今後ともご協力をよろしくお願いいたします。



自治会での活用風景



【お問い合わせ】
相談支援係
(TEL:30-1555)まで、
ご相談ください。




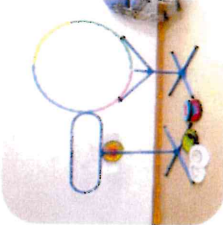

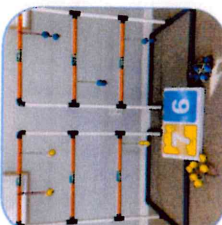

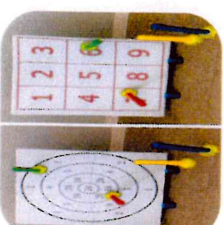
鹿角市社会福祉協議会レクリエーション機器貸出申込書

申 込 日	令和_____年_____月_____日 (_____)
団 体 名	
代表者氏名	
担 当 者 名	
担当者連絡先	
貸出希望期間 (※最長4日間)	令和_____年_____月_____日 (_____) _____時 から _____月_____日 (_____) _____時 まで
目 的	サロン・わいわいランチ・その他(_____)
貸 出 機 器	No. _____ 品名 _____ No. _____ 品名 _____ No. _____ 品名 _____
会 場	
そ の 他	
	貸出日 _____年 _____月 _____日 返却日 _____年 _____月 _____日

貸出機器一覧①

1		<p>輪投げ 離れたところから数字が書いてある棒をめがけて輪を投げます</p>	5		<p>室内用玉入れ 離れたところから球を投げて入れたボールの数を競います</p>
2		<p>スカットボール (2セット) ゲートボールのようにボールを穴に入れて点数を競うゲームです</p>	6		<p>大型ジェンガ ジェンガの大型版です。サイコロを転がして出た目の色のブロックをうまく抜いて、上に積んでいきます</p>
3		<p>スマイルボーリング 離れたところからボールを投げて10本のピンを倒します。10本倒すまでの投球回数を競います</p>	7		<p>大型オセロ 直径8cmのコマ (EVAスポンジ) と36マスの盤で楽しむオセロです</p>
4		<p>風船バレーセット 風船を膨らませてラリーを楽しみましょう</p>	8		<p>ナンバーストライクゲーム 離れたところからパネルめがけてボールを投げ、点数を競ったり、ビンゴゲームを楽しみます</p>

貸出機器一覧②

9		<p>シャッフル&ゴルフセット 3 2 面体のボールが意外な方向へ転がるゴルフゲームです</p>	1 3		<p>ポッチャ (2セット) パラリンピックの公式種目。赤・青の2チームに分かれ、いかに白のボールに近づけられるかを競います</p>
10		<p>ダーツ 一定の距離から矢を投げ得点を競う射的競技です</p>	1 4		<p>フライングディスク 的をめがけてディスク (フリスビー) を投げます</p>
11		<p>脳トレゲーム (5種類) 頭の体操ゲームや手先を使うゲームを留意しています</p>	1 5		<p>ラダーゲッター 両端にボールがついたヒモをラダー (はしご) に向かって投げ、上手に引っ掛けるゲームです。</p>
12		<p>室内用ペタンク 目標球(ビュット)に金属製のボールを投げ合って、相手のボールより近づけることで得点を競うゲームです</p>	1 6		<p>安全ソフトダーツ ソフトな面にくっつけて遊ぶダーツです。的は裏表で2種類・・・台座も組み立て方式で場所を取りません。 (的：600×600：スポンジ製)</p>

貸出機器一覧③

17		<p>介護予防トレーニンググッズ 手や指先への刺激、またチューブを使ってインナーマッスを鍛えます</p>	21		<p>ミュージックベル カラータッチ式 カラフルでかわいい20音のベル。「握って振る」「軽くタッチする」の2通りの演奏ができます。</p>
18		<p>ボール・バット 室内で使用できる柔らかいボールとバットを準備しています</p>	22		<p>紅白スプーンゲーム スプーンにタマゴを乗せて運ぶ競争ができます。卵を2個にすると、難易度が高くなります。</p>
19		<p>カーレット 卓上でも遊べるカーリングゲーム。最長3.6m、石のはじけ方、はじけ音質感等は非常に癒されます。</p>	23		<p>おけだま おてだまを決めた距離から投げて木製の棚に乗せるだけの簡単で楽しいゲームです。(高さ750mm)</p>
20		<p>モルック 老若男女が一緒に楽しめます。ボーリングのようなですが、戦略も重要なゲームです。</p>			



出張ミニサロンを利用してみませんか



☆出張ミニサロンってどんなことをするの？

“近所の” 仲間とおしゃべりしたり（お茶のみっこ）、介護予防のためのレクリエーション活動をしたり、認知症予防に頭の体操などを行っています。

サロン活動やわいわいランチなど地域活動を行っていない自治会を対象に、社協職員が地域に出向いて（出張）行うサロンです。

☆利用料は無料です。

☆事前予約制になります。

ご希望日が決まり次第ご連絡をお願いします。

◆出張ミニサロン（活用例）◆

10:00 自治会館に職員到着
 10:10～血圧測定やラジオ体操など
 10:30～レクリエーション活動
 11:00～頭の体操
 11:30 終了

☆サロン活動の様子↓↓



【問合せ・連絡先】

鹿角市社会福祉協議会

〒018-5201

鹿角市花輪字下花輪 86-2

地域支援係 TEL23-2165



送迎サロンを利用してみませんか



★送迎サロンってどんなことをするの？

閉じこもりがちな高齢者を対象とした送迎付きのサロンです。

まずは、皆さんの地域に迎えに伺います。その後、市民センターや社協に移動し、介護予防体操を行ったりお茶っこ飲み(*´艸`)

スローショッピング体験や道の駅の見学など、地域の皆さんからのお声に合わせた活動を実施しています。



◆パターン1◆

- 9:30 社協車で迎え
- 10:00 社協到着
血圧測定や介護予防体操など
- 11:00 道の駅あんたらあの見学をしながら、自治会館へ送り

会場は、社協以外も可能です。お住いの近くにある市民センター等でも開催しています。地域によっては、道の駅おおゆの見学をしながら自治会館へお送りすることもできます。

スローショッピングとは…

ゆっくりと買い物ができるようボランティアと一緒に店内を歩き、セルフレジ等のお手伝いをしてくれます。いとくショッピングセンターにて毎週火曜実施しています。

◆パターン2◆ ※火曜限定

- 12:45 社協車で迎え
- 13:00 スローショッピングを体験
- 14:15 社協到着
血圧測定
お茶っこ飲み（水分補給）
- 15:30 社協発⇒送迎

◆パターン3◆

- 10:00 社協車で迎え
- 10:30 社協到着
血圧測定や介護予防教室
頭の体操など
- 12:00 昼食会（個人負担）
- 13:00 社協発⇒送迎

昼食については、自己負担となりますが「わいわいランチ」にご協力頂いている仕出し屋さんからお弁当をとり、会場で昼食を取ってからご帰宅して頂きます。



※参加者の取りまとめには、民生委員さんからご協力頂いています。

※サロン活動やわいわいランチなどを行っていない自治会が対象となります。

相談

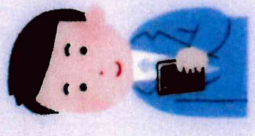


どうやって相談したらいいの？

電話、来訪、メールなどお気軽にご相談ください。
ご依頼があれば、ご自宅等への訪問もいたします。

どんなことをしてくれるの？

専門の相談員が、困りごとの解決方法を一緒に考えます。
また、困りごとが解決できるように関係機関と連携し、お手伝いします。



◎お問合せ・相談先◎

ふくし総合相談窓口
(鹿角市社会福祉協議会内)
〒018-5201 鹿角市花輪字下花輪86番地2
電話番号 0186-30-1555
FAX番号 0186-23-2850
X ー ル fukushinosoudan@ink.or.jp

◎ご相談時間◎

月曜日～金曜日(祝祭日を除く)
午前8時30分～午後5時15分



ふくし総合相談窓口

そうごうそうだんまどぐち

お悩みなんでもご相談ください!

お金のことで頭がいっぱい... 他にも色々あるのに...

どこに相談したらいいか分からない...

相談したいことがいっぱいあって、まとまらない...

父親の介護と育児もあって、就労できない...

働きたいけど... 何から始めたらいいのかな。

ひとりで悩まずご相談ください! 自分ごと、ご近所のことなどで心配なことや困っていることなど、なんでもご相談ください。

相談は無料です!

ふくし総合相談窓口 (社会福祉法人 鹿角市社会福祉協議会)

〒018-5201 鹿角市花輪字下花輪86番地2
電話番号: 0186-30-1555 FAX番号: 0186-23-2850
X ー ル: fukushinosoudan@ink.or.jp

こんな相談にも対応しています

「どこの窓口にも相談したら良いか分からない…」
 「問題がいろいろあって…あちこちの窓口にも相談
 しないといけないのかしら」

お気軽にご相談ください!!

社会生活のなかには、様々な支援制度とたくさん窓があります。何か困ったことがあつたときに「どこに相談したら良いのだろう…」と、思うことはありませんか？ 私たちは、制度の枠におさまらない「困りごと」について、地域の中で安心して暮らしていただけるよう、他機関と連携し解決に向けて取り組んでいきます。

イメージ図



1つの相談支援機関等では対応できない複雑・多様化した課題

- 相談者等に対する支援
- 他機関と連携した支援
- ネットワーク支援
- 社会資源の創出

ふくし総合相談窓口

【困りごとの例①】

母子家庭から病氣と借金についてのSOS!!

母子家庭の母親が病氣で倒れてしまい、職場復帰が難しい状況になる。
 一人娘は高校を卒業し、今年の春から働きだしたばかり…。



母親名義の住宅ローンや教育ローンがあるが、娘の給料だけでは返済が困難である。
 入院中の病院から市役所に連絡があり、その後、「ふくし総合相談窓口」へつながる。



【対応例】

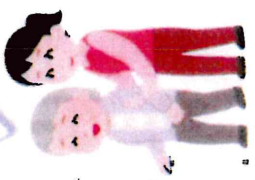
関係者で現状を把握・情報共有。母親は傷病手当金の手続きを取つたが、ローンの返済は困難であることから弁護士に債務整理を依頼。世帯収入のうち、生計を圧迫せず支払える家賃の額を話し合った結果、市営住宅に入居決定となる。その後、家族に寄り添いながら、継続的に支援している。

【困りごとの例②】

高齢の母親に定期訪問する中で…

介護サービスをj利用している。介護費を払い左半身麻痺の母親が、「介護サービスを利用している。母親がヘルパーに10年くらい就労している息子がいる」と打ち明ける。話を聞くと、ここ5年は地域の行事にも参加しなくなったという。母親の年々だけで生活しており、これからの生活に不安もあるとのこと。ヘルパーから相談を受けた担当ケアマネジャーから、「ふくし総合相談窓口」へつながる。

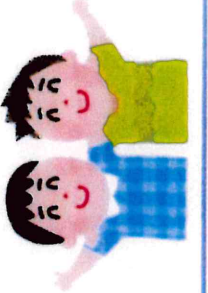
8050問題



保健師と生活困窮支援担当者(※1)が自宅を訪問。

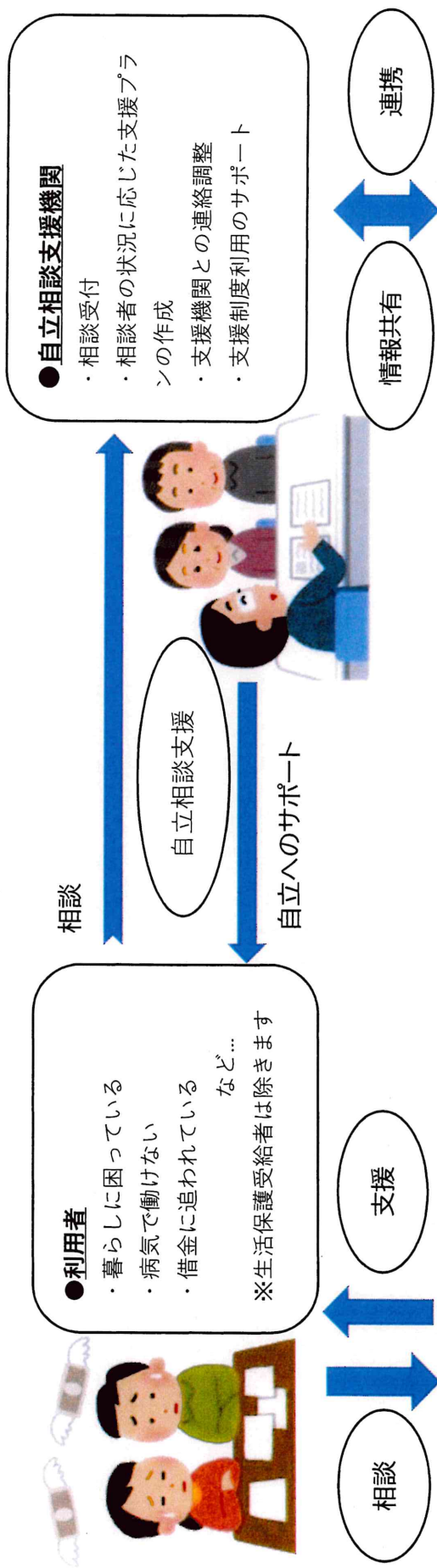
【対応例】

息子から「アルバイトから始めてみたい」との声が聞かれ、ハローワークに同行。一緒にアルバイト先を検討し、採用となる。「いずれは、前のように働きに出たい」と意欲も出ており、一緒に目標を立てながら、継続的に支援している。



※1、生活困窮支援担当者とは、経済的な困りごとを抱える世帯の支援を行っている相談員のことを指しています。

生活困窮者自立支援の流れ



★支援機関(本人の状況に応じて考えられる関係機関)
 例えば...◇生活保護に関する相談→保護班 ◇年金に関する相談→戸籍年金班、鷹巣年金事務所(毎週水曜日に予約制で出張相談あり) ◇税金に関する相談→税務課
 ◇国民健康保険に関する相談→国保医療班 ◇介護に関する相談→高齢者支援班、地域包括支援センター ◇障害に関する相談→障害者センター、地域福祉班 など

●支援制度の例(ご本人の了解のもと、状況に応じた支援につなげます)

<p>●住居確保支援</p> <p>☆住居確保給付金の支給 離職により住宅を失った、またはその恐れが高い生活困窮者で収入などが一定水準以下の者に対して、就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付する。</p>	<p>●就労支援</p> <p>☆就労準備支援事業 就労に向けた準備が必要な方への支援(最長1年間の有期支援) ☆認定就労訓練事業 直ちに一般就労が困難なものに対する支援 ☆生活保護受給者等就労自立促進事業 就労に向けた準備が一定程度整っている方に対し、ハローワークの担当者と一体的に支援。</p>	<p>●家計再建支援</p> <p>☆家計改善支援事業 家計の状況を「見える化」し、利用者(世帯)の家計管理の意欲を引き出す相談支援。給付金制度の利用に向けた支援や、世帯の状況に応じた貸付のあっせん等を実施。</p>
<p>●子ども支援</p> <p>☆子ども生活保護世帯の子どもの生活困窮世帯の子どもの対する、養育に関する保護者への助言(※生活保護受給世帯を含む)</p>	<p>●子ども生活保護世帯の子どもの生活困窮世帯の子どもの対する、養育に関する保護者への助言(※生活保護受給世帯を含む)</p>	<p>●子ども生活保護世帯の子どもの生活困窮世帯の子どもの対する、養育に関する保護者への助言(※生活保護受給世帯を含む)</p>
<p>●その他の支援</p> <p>◇関係機関・他制度による支援 ◇ポータルサイトなどのオンラインフォーマルな支援</p>	<p>●その他の支援</p> <p>◇関係機関・他制度による支援 ◇ポータルサイトなどのオンラインフォーマルな支援</p>	<p>●その他の支援</p> <p>◇関係機関・他制度による支援 ◇ポータルサイトなどのオンラインフォーマルな支援</p>



家計改善支援事業をご利用ください。



貯金ゼロ、収入の変動や住宅ローンの負担など、家計の悩みは人それぞれ。そんな家計管理に課題を抱えている相談者からの悩み事をうかがい、相談者の方と一緒に収支のバランスを見直し、無理のない家計を一緒に考えていくのが、“家計改善支援事業”です。

家計の見える化を図り、家計改善や生活再生に向けて、専門の相談員（家計相談支援員）がサポートいたします。1人で抱え込まず、一緒に家計について考えてみませんか？



★相談できる方

○生活に困っている方はどなたでも相談できます。

例えば…

- 多重債務もしくは過剰債務を抱え、返済が困難になっている方
 - 収入が少なかったり波があったりするが生活保護の対象とならず、家計が厳しい状態の方
 - 収入は安定しているが、公共料金や税金などを滞納・延滞したりしている方
 - 児童扶養手当や年金など2～4ヶ月単位での収入となり、支出も月単位で変化するため家計管理が難しい方
- (※年齢制限はありません。)

★どんな支援が受けられるの？

- 家計管理に関する支援（家計表等の作成支援、出納管理等の支援）
- 滞納（家賃、税金、公共料金等）の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
- 債務整理に関する支援（※借金問題については専門機関をご案内しております。）
- 世帯の状況に応じ、必要性があると判断した場合は貸付のあっせんを実施



○お問い合わせ先○

鹿角市社会福祉協議会

家計相談支援員：浅岡

TEL30-1555

就労準備支援事業をご利用ください！

あなたのお悩みを伺って、
あなたのペースに合わせた あなたのだけのプランを作成し、支援していきます！

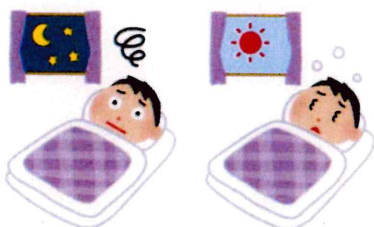
☆相談できる方

生活保護を受給されている方以外で、長期の不就労などにより就労に不安を抱えている方

☆就労準備支援の流れ

まずは、自立相談支援窓口にご相談いただき、ご本人の今の状況にあったプランを作成します。
就労準備支援が決まったら・・・

- ① あなたの就労の意志(想い)を確認します。
- ② 今のあなたの課題を整理し、何から始めるかを一緒に決めます。
- ③ 目指す姿(なりたい自分、将来の目標)を設定し、支援方法を一緒に考えていきます。



☆どんな支援があるの？

○生活のリズムを改善したい、体調に不安がある方など

日常生活自立

- ・対象の方へ電話、自宅訪問等により起床や定時通所の促し
- ・規則正しい起床、就寝、バランスの取れた食事に関する助言
- ・適切な身だしなみに関する助言

など

○コミュニケーションが苦手、マナーに自信がない方など

社会生活自立

- ・挨拶の励行や基本的なコミュニケーション能力の形成
- ・職場見学への同行

など

○すぐに働く自信のない方、就労に向けた知識や技術が必要な方など

就労自立

- ・事業所等における就労体験
- ・履歴書の作成について助言、アドバイス

など

◎お問い合わせ先◎

鹿角市社会福祉協議会

就労準備支援員：高橋

Tel23-2165



認定就労訓練事業を利用してみませんか？



“認定就労訓練事業”とは、直近の就労経験が乏しいため、直ちに一般就労が難しい方に対する支援付きの就労育成を展開している事業のことです。（※この事業は、生活困窮者自立支援法に基づいています。）

○対象となる方

直近の就労経験が少ない方。例えば…

- ・ひきこもり状態にある方やあった方、またニートの方
- ・長期間失業状態が続いている方
- ・未就職の高校中退者 など

※この限りではありませんので、まずはご相談ください。

○相談窓口

・まずは、自立相談支援窓口へご相談ください。

（鹿角市にお住いの方は、**鹿角市社会福祉協議会** 地域福祉総合支援係：30-1555 ）

※非雇用型の場合は、給料が発生しません。利用期限は、最長1年間です。

※事業利用に先立ち、事業所の見学も可能です。

★★★ 鹿角市内の認定就労訓練事業所登録事業所 ★★★

- 1、特別養護老人ホーム ケアホームおおゆ （十和田大湯字湯の岱1丁目-1）
作業内容：清掃、洗濯、シーツ交換、介護補助、ゴミの収集、食器洗浄、食事の下膳など
- 2、地域密着型特別養護老人ホームはなわあいの （花輪字合野70）
作業内容：清掃、洗濯、シーツ交換、介護補助、ゴミの収集、食器洗浄、食事の下膳など
- 3、Bio Bentos Laundry Service （花輪字合野127）
作業内容：洗濯、清掃、ゴミの収集など
- 4、鹿角市大湯温泉保養センター （十和田大湯字桂ノ沢1-3）
作業内容：清掃、洗濯、ゴミの収集、カフェの運営補助、食器洗浄など

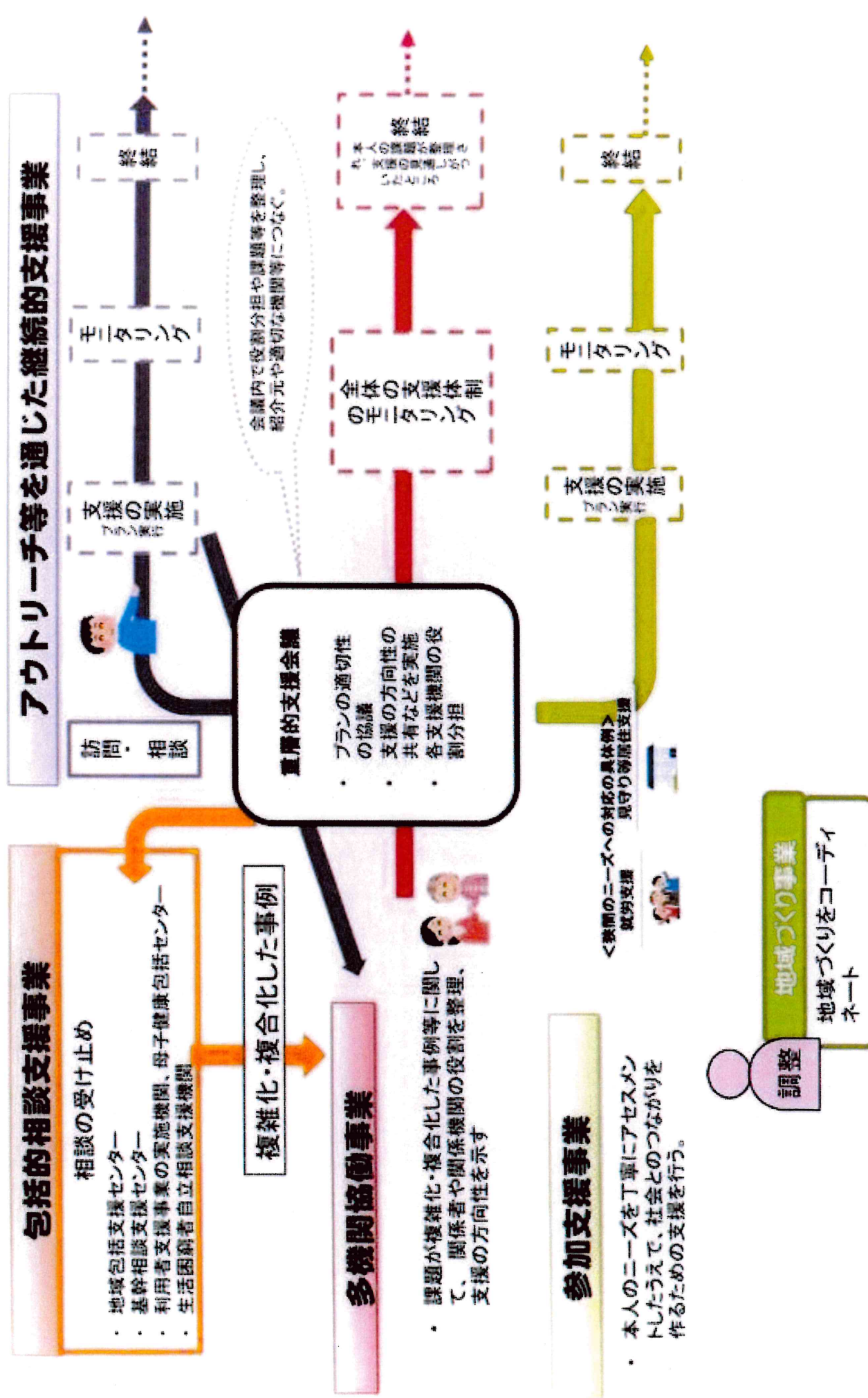




- 5、生活介護事業所はなわワークセンター （花輪字上花輪136）
作業内容：銅線の皮剥き、古紙回収、除雪等環境整備
- 6、多機能型事業所かづの就労センター （十和田錦木字下野添8-4）
作業内容：比内地鶏肉加工等補助、クリーニング、弱電部品解体、店舗運営補助など
- 7、多機能型事業所錦木ワークセンター （十和田錦木字下屋布25-2）
作業内容：花卉・杉苗栽培、農産物生産、比内地鶏飼育、比内地鶏解体補助など
- 8、障害者支援施設鹿角苑 （十和田毛馬内字古館2-1）
作業内容：環境整備、清掃、介護補助、調理補助等
- 9、福祉型障害児入所施設東山学園 （花輪字案内69-1）
作業内容：入所児童との余暇支援（学校の宿題、スポーツ等）、環境整備（清掃、草刈、除雪）
- 10、障害者支援施設東山学園 （花輪字案内69-1）
作業内容：生活支援（利用者との散歩、介助・見守り等）、環境整備（棟内清掃等）
- 10、介護老人福祉施設東恵園 （花輪字古館4-1）
作業内容：清掃、洗濯、食事援助、入浴援助、排せつ援助など
- 11、地域密着型介護老人福祉施設月山の郷 （十和田毛馬内字毛馬内59-1）
作業内容：清掃、洗濯、食事援助、入浴援助、排せつ援助など
- 12、月山の郷指定認知症対応型通所介護事業所 （十和田毛馬内字毛馬内59-1）
作業内容：送迎、清掃、洗濯、食事援助、入浴援助、排せつ援助など
- 13、地域密着型介護老人福祉施設鹿南の郷 （八幡平字長峰前田15-3）
作業内容：清掃、洗濯、食事援助、入浴援助、排せつ援助など
- 14、養護老人ホーム和光園 （花輪字案内90-1）
作業内容：職員の補助業務（清掃、利用者への水分介助など）
- 15、東恵園指定通所介護事業所 （花輪字古館5-1）
- 16、東恵園指定多機能サービスかみはなわ （花輪字上花輪139-1）
- 17、東恵園指定多機能サービスたぐちさんの家 （十和田毛馬内字毛馬内20）
作業内容：利用者との会話・お茶出し、集団体操・レクリエーション・創作活動などの補助、環境整備（窓ふき・車いす掃除等）など



重層的支援体制整備事業について(イメージ)





不登校・ひきこもりに関する個別相談会 開催のお知らせ

「不登校・ひきこもりに悩んでいるのは、私だけじゃなかった…」
～誰かに話してみることで、ご自分の気持ちを楽しにしてみませんか～



【個別相談会の内容】

ひきこもりに関する理解を深めるとともに、対応方法などを考えるきっかけとして個別相談会を開催します。対象はひきこもりがちな方やご家族の方、不登校の保護者や関係機関の方々です。

◆◆◆内容◆◆◆

社会福祉士・精神保健福祉士による個別相談



◆◆◆時間◆◆◆

9:00～（おひとり様 40分程度）

※相談は無料ですが、予約制となっているため事前にご予約をお願いします。



◆◆◆会場◆◆◆

開催日については、当会で毎月発行している広報のほか、ホームページやインスタグラムにてご確認ください。

《相談の日程・予約時間》①9:00～ ②9:45～ ③10:30～ ④11:15～

4月13日(土)	5月11日(土)	6月1日(土)	7月6日(土)
8月3日(土)	9月7日(土)	10月5日(土)	11月2日(土)
12月7日(土)	1月11日(土)	2月1日(土)	3月1日(土)

【親の会】

個別相談会と同日開催の”親の会”に参加してみませんか。

同じ悩みを持つ親御さん同士の交流の場として、家族同士で悩み事を共有したり、近況を報告し合ったりしています。

◆◆◆問合せ先◆◆◆

NPO 法人 子どもコンシェルジュ 駒ヶ嶺 裕子
連絡先：080-8223-3036
メール：lobilobin2004@gmail.com



《個別相談会に関する問合せ・連絡先》

〒018-5201

鹿角市花輪字下花輪 86 番地 2
社会福祉法人 鹿角市社会福祉協議会
地域福祉課 相談支援係

連絡先：30-1555

メール：fukushinosoudan@ink.or.jp



『個別相談会』『みんなの居場所』 開催のお知らせ

《個別相談会の内容》

ひきこもりに関する理解を深めるとともに、対応方法などを考えまっかかけとして月に1度、個別相談会を開催しています。対象はひきこもりがちな方やご家族の方、不登校の保護者や関係機関の方々です。

- 内 容 ● 精神保健福祉士による個別相談
- 予約時間 ● 9:00～(おひとり様40分程度) ※1日4組まで
※相談は無料ですが、予約制となっております。
- 会 場 ● 鹿角市社会福祉協議会 (鹿角市花輪字下花輪86番地2)
※開催日については当会で毎月発行している広報、ホームページをご確認ください。



絵手紙



クラフトバンド

レクリエーション パステルアート

社会福祉法人 鹿角市社会福祉協議会

ふくしの相談窓口

TEL:0186-23-2165 FAX:0186-23-2850

Mail: fukushinosudan@ink.or.jp

Instagram: @kazunoshakyo

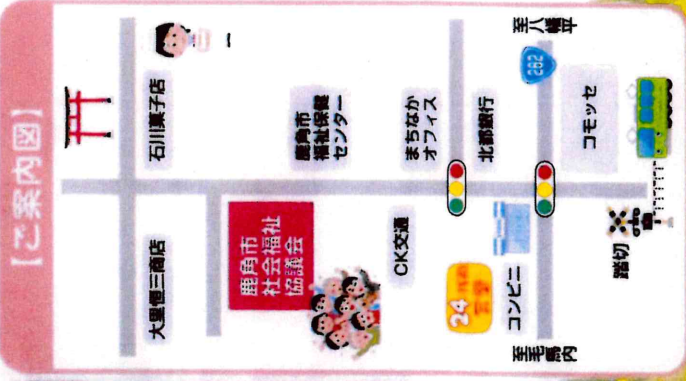
HP: http://kazunosuishakyo.or.jp

〒018-5201 秋田県鹿角市花輪字下花輪86番地2



《みんなの居場所の紹介》

1階の多世代交流スペースでは、『居場所づくり事業』として、レクリエーション活動やパステルアート教室などを開催しています。気になる方はいつでもお気軽にご連絡ください！



「不安」や「生きづらさ」を 感じている人、 増えています。

ひきこもりは特別なことではありません。

現代社会には様々なストレスが溢れています。学校や会社、家庭内にもストレスの原因が隠れていることがあります。

“頑張ったけれど上手くいかなかったとき”はショックを受けます。結果を重視しすぎると、それまで頑張った自分まで否定されたように感じることもあります。

他人と自分を比べてしまうことや、比べられることも生活するうえでよくありますが、それを気にしてしまい、悲しい気持ちになってしまうこともあります。

このように人生のあらゆる場面で直面するストレスやショックから、疲れた心と体を休めるために1人きりになることは誰にとっても必要です。特別なことでも後ろめたいことでもありません。

社会福祉法人 鹿角市社会福祉協議会

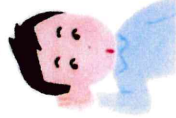
ふくしの相談窓口

一まずは話してみませんか一

当事者個人に原因があるわけではなく、社会環境の変化が原因となつて、ひきこもりや不登校の状況になつてしまふこともあります。

他人にとつては何ともないことも、自分にとつて大変なことはたくさんあります。だから、他人に合せて自分を苦しめる必要はありません。ひきこもりや不登校の状況が続いていることを責めるのではなく、まずはひきこもつてしまふ原因を少しずつ減らしていきましよう。思っていることを話してください。話すだけで心が少し楽になります。

～鹿角市社会福祉協議会の取り組みの紹介～



《ひきこもりに関する相談支援》

ひきこもりや不登校など様々な問題について電話相談や来所相談を行っています。また、精神保健福祉士による個別相談会を月1回行っています。相談は無料ですが、要予約となっておりますので、ご興味のある方はご連絡ください。
※詳細は最終面を参照ください。



《アウトリーチ事業(家庭訪問)》

家庭を訪問し、本人や家族の状況を確認しながら社会との繋がりを取り戻し、自立のきっかけをつかんでもらうための継続的な支援を行います。



《居場所づくり》

社会参加を通じて、基本的な生活習慣を身につけるとともに、レクリエーション活動などの様々な体験を積み重ね、自立に向けた準備をします。また、プログラムを実施していない日も会場を開放しており、Wi-Fiも利用できます。バスの待ち時間やちょっとした休憩場所としていつでもご利用ください。※詳細は最終面を参照ください。

《就労準備支援》

あなたのお悩みを伺つて、あなたのベースに合わせた、あなただけのプランを作成し支援していきます。就労体験や職場見学など、就労の前段階における支援を行います。



◇取り組みの目的◇

これらの取り組みを行っている目的は、ひきこもりや不登校の状態が続いている方とその家族の方に、心の健康を取り戻してもらつたためです。安心して生活できる環境を少しずつ広げのお手伝いをします。

一ご家族の方へ一

◎ご家族だけで悩まないようにしましょう◎

ひきこもりや不登校となつていてご本人も辛い状況にありますが、その問題を「どうかしよう」と考えているご家族自身も、かなりのエネルギーを消耗します。心配を家族だけで抱える心理的な負担や困難は大変なものです。

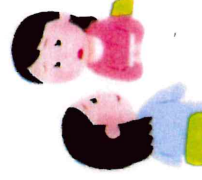
誰かに話すことで、ご自身の気持ちが楽になり、これまでとは少し違ったアイデアや解決への糸口が見えてくる可能性があります。

◎ご本人とのコミュニケーションをとるにあたって◎

コミュニケーションに大切なのは相手を感じる気持ちです。「家族みんながあなたのことを大切に思っていること」、「家族という安心できる人間関係があること」など伝えたいことはその方自身の状況や家族によつても様々でしょう。



ひきこもりの状態にあるご本人に
自信が持てるような言葉かけをする



言葉の内容だけでなく、
「どのよに伝えるか」が大切



親の会に参加してみませんか？

同じ悩みを持つ親御さん同士の交流の場を開催。家族同士で悩み事を共有したり、近況を報告したりしています。ぜひご参加ください。

将来



《親の会》問い合わせ先

NPO法人 子どもコンシェルジュ 駒ヶ嶺 裕子

TEL: 080-8223-3036

Mail: lobilobin2004@gmail.com

生活福祉資金貸付のご案内

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会

生活福祉資金 貸付制度とは

この貸付制度は、低所得世帯・障害者世帯または高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を目指すことを目的としています。

ご利用いただける方

■低所得世帯／

資金の貸付に合わせて必要な支援を受けることにより、独立自活できると認められる世帯であって、独立生活に必要な資金の融通を受けることが困難であると認められるもの

■障害者世帯／

- 身体障害者世帯** ● 身体障害者手帳の交付を受けた方の属する世帯
- 知的障害者世帯** ● 療育手帳の交付を受けた方の属する世帯
- 精神障害者世帯** ● 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方の属する世帯
- その他の世帯** ● 障害者総合支援法によるサービスを利用している等、これと同程度と認められる方の属する世帯

■高齢者世帯／

65歳以上の高齢者の属する世帯
(ただし、不動産担保型生活資金は除きます)

連帯保証人

原則として連帯保証人が1名必要です。ただし、連帯保証人を立てない場合でも資金の貸付を受けることができます。

連帯保証人は借受人と連帯して債務を負担いただきますので、日頃から熱心に相談・支援してくれる方が最適です。同一世帯の家族や保証能力が維持できない方は連帯保証人になれません。

保証人を設定する場合	無利子
連帯保証人を設定しない場合	年1.5%

※次の場合は連帯保証人を必要としないでお貸しすることができます。

- 1) 教育支援資金の申込みで、資金使用者が申込者、世帯主が連帯借入申込者となる場合
- 2) 緊急小口資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金

貸付金利率

■総合支援資金・福祉資金

- ・連帯保証人を立てる場合は無利子
- ・連帯保証人がいない場合は年1.5%

■緊急小口資金・教育支援資金

- ・無利子

■不動産担保型生活資金・要保護世帯向け不動産担保型生活資金

- ・年3%、または毎年4月1日時点の長期プライムレートのいずれか低い方

償還方法等は…

- ・償還は、元金・利子均等の口座振替による月賦償還で、ゆうちょ銀行または秋田銀行・北都銀行・農林中央金庫(農業協同組合)のみご利用になれます。(振込用紙での償還も可能)
- ・約束された期間に償還できなかった場合、残元金に対して延滞利子(年3%)が日割りで加算されます。

民生委員等の相談支援

この資金は生活の安定や立て直しを図ることを目的としていることから、必要に応じて民生委員、社会福祉協議会、関係機関の相談支援を受けていただきます。

申込方法

ご相談・お申し込みは、お住まいの地区の民生委員または市町村社会福祉協議会が窓口です。

貸付資金の種類（4種類）

1. 総合支援資金

貸付 対象

失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援(就労支援・家計相談支援等)と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯。

なお、原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けることに同意していること。

次の要件に全て該当する世帯が申込みできます。

- ア. 低所得世帯であって、失業や収入の減少等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること。
- イ. 資金の貸付けを受けようとする者の本人確認が可能であること。
- ウ. 現に住居を有していることまたは生活困窮者自立支援法第3条第3項に規定する住居確保給付金の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること。
- エ. 社会福祉協議会が貸付け及び関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営むことが可能となり、償還が見込めること。
- オ. 失業等給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金等の他の公的給付または公的な貸付けを現に受けることができず、生活費を賄うことができないこと。



1-(1) 生活支援費

貸付月額：20万円以内

単身世帯は15万円以内

据置期間：6月以内

償還期限：据置期間経過後

最長10年以内

対 象：低所得世帯

使途内容：生活再建までの間に必要な生活費用(貸付期間は原則として3月とし最長12月以内)

1-(2) 住宅入居費

貸付金額：40万円以内

据置期間：貸付日から6月以内(生活支援費と併せて貸し付ける場合には生活支援費の最終貸付日から6月以内)

償還期限：据置期間経過後10年以内

対 象：低所得世帯

使途内容：敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用

1-(3) 一時生活再建費

貸付金額：60万円以内

据置期間：貸付日から6月以内(生活支援費と併せて貸し付ける場合には生活支援費の最終貸付日から6月以内)

償還期限：据置期間経過後10年以内

対 象：低所得世帯

使途内容：生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用

2. 福祉資金

2-(1) 福祉費

使途目的に応じて貸付額と償還期間を設定

据置期間：6月以内

対 象：低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯

使途目的：日常生活、自立生活する上で一時的に必要な費用



資金の目的	対象世帯	貸付上限額の目安	償還期間
生業を営むために必要な経費	低所得世帯・障害者世帯	460万円	20年
技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	低所得世帯・障害者世帯	技能を習得する期間が 6月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年以内 580万円	8年
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	低所得世帯・障害者世帯 高齢者世帯	250万円	7年
福祉用具等の購入に必要な経費	障害者世帯・高齢者世帯	170万円	8年
障害者用自動車の購入に必要な経費	障害者世帯	250万円	8年
中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	低所得世帯・障害者世帯 高齢者世帯	513.6万円	10年
負傷または疾病の療養に必要な経費（健康保険の例による医療の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む。）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	低所得世帯・高齢者世帯	療養期間が1年を超えないときは170万円 1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円	5年
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	低所得世帯・障害者世帯 高齢者世帯	介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは170万円 1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円	5年
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	低所得世帯・障害者世帯 高齢者世帯	150万円	7年
冠婚葬祭に必要な経費	低所得世帯・障害者世帯 高齢者世帯	50万円	3年
住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	低所得世帯・障害者世帯 高齢者世帯	50万円	3年
就職、技能習得等の支度に必要な経費	低所得世帯・障害者世帯 高齢者世帯	50万円	3年
その他日常生活上一時的に必要な経費	低所得世帯・障害者世帯 高齢者世帯	50万円	3年

2-(2) 緊急小口資金

10万円以内

据置期間：2月以内

償還期限：据置期間経過後12月以内

対 象：低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯
なお、原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けることに同意していること

使途内容：緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用

ア. 医療費または介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき

イ. 火災等被災によって生活費が必要なとき

ウ. 年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要なとき

エ. 会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費が必要なとき

オ. 滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき

カ. 公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき

キ. 法に基づく支援や実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要なとき

ク. 給与等の盗難によって生活費が必要なとき

ケ. その他これらと同等のやむを得ない事由があつて、緊急性、必要性が高いと認められるとき

3. 教育支援資金

3-(1) 教育支援費

高等学校(専修学校高等課程含む)

月額：35,000円以内

高等専門学校

月額：60,000円以内

短期大学(専門職短期大学及び専修学校専門課程含む)

月額：60,000円以内

大 学(専門職大学含む) 月額：65,000円以内

※特に必要と認める場合に限り、上記貸付月額の1.5倍の額まで貸付可能

据置期間：卒業後6月以内

償還期限：20年以内

対 象：低所得世帯

使途内容：学校教育法に定める高等学校、大学(専門職大学、短期大学、専門職短期大学及び専修学校)、高等専門学校に就学するのに必要な経費(※専修学校は対象校・学科等については別途定めあり)

<就学に必要な経費>

(例) 授業料、学校納入諸経費、参考書、学用品、交通費

3-(2) 就学支度費

50万円以内

対 象：低所得世帯

使途内容：学校教育法に定める高等学校、大学(専門職大学、短期大学、専門職短期大学及び専修学校)、高等専門学校に就学するのに必要な経費(※専修学校は対象校・学科等については別途定めあり)

<入学に際し必要な経費>

(例) ・ 入学金等で入学時の学校に納入する経費

・ 制服、靴、体育着等で学校の指定により入学時に購入するもの

・ 教科書、参考書等で入学時に一括して購入するもの

4. 不動産担保型生活資金

4-(1) 不動産担保型生活資金

貸付月額：30万円以内

償還期間：契約の終了後3月以内

対 象：高齢者世帯

使途内容：将来にわたり住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、不動産を担保として、生活費を貸し付ける

・ 土地の評価額の7割を標準として貸付

・ 貸付額は、月30万円以内で県社協、借入申込者が契約により定めた金額

※担保となる居住用不動産(土地)の評価額の下限は1,000万円程度

4-(2) 要保護世帯向け不動産担保型生活資金

対 象：高齢者世帯

使途内容：将来にわたり住居に住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯に対し、不動産を担保として、生活費を貸し付ける

・ 居住用不動産の7割(集合住宅は5割)を標準として貸付

・ 貸付額は、世帯の貸付基本額の範囲で県社協及び借入申込者が契約に定めた金額

・ 貸付基本額は、世帯の最低生活費を勘案、保護の実施機関が定めた額

※担保となる居住用不動産の資産価値が500万円以上であること、などの要件あり

社会福祉法人 鹿角市社会福祉協議会

権利擁護センター

このようなことで悩んでいませんか？

物忘れのある親のために…

しまいなくしを繰り返す親が印鑑を紛失。銀行での改印手続きをしようとしたら、娘の私でも出来ないと言われてしまって…。



近隣に高齢者が
ひとりで暮らしています

認知症が進み財産管理ができなくなっているようです。見知らぬ人が出入りしている様子なので心配です。



障がいを持つ方のために…

障がいのある子と暮らしていますが、私が身の回りの世話をすることが出来なくなった時のことが心配で…。



将来の不安に備えるために…

子どもがいないし、頼れる親族もいません。将来、認知症になってしまった時のことを考えると不安で…。



こんな時は!!

『日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)』『成年後見制度』は、判断能力が十分でない方の権利を守るための制度です。

● 2つの制度の相違点 ●

2つの制度は、よく似ていますが、「日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)」は、本人との契約に基づいて、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭等の管理に限定していることに対して、「成年後見制度」は、財産管理や福祉施設の入退所など生活全般の支援(身上監護)に関する契約等の法律行為を援助することができます。ケースによっては2つの制度を併用する場合があります。

お問い合わせ



住所

〒018-5201
鹿角市花輪字下花輪86-2
鹿角市社会福祉協議会

ご相談を
お待ちしております!



TEL 0186-23-2165
FAX 0186-23-2850

※月曜～金曜
午前8時30分～午後5時15分まで(祝日及び年末年始は除く)
※相談料は無料(予約不要)

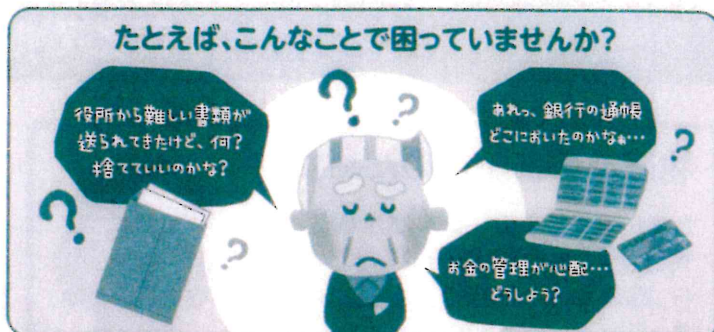
鹿角市社会福祉協議会権利擁護センターでは、『日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)』と『法人後見事業』で困っている方の生活を支援していきます。

◎日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)

本人の判断能力は不十分であっても、成年後見制度を利用するほどではない方に対して、権利擁護センターが次のようなサービスを提供し、個人の財産と権利を守ります。

利用できる方(次のいずれにも該当される方)

- ・鹿角郡市内にお住まいであること。
- ・日常的な金銭管理や福祉サービスの利用等について、**自己の判断で適切に行うことが困難**であること。
- ・この事業の利用に関する**契約を締結する能力があると認められる**こと。
- ・親族等から**日常的な援助が望めない**こと。



◎成年後見制度(法人後見事業)

権利擁護センターを運営している鹿角市社会福祉協議会が、家庭裁判所から「成年後見人」等を選任された場合に、本人の支援を行います。後見人等の主な仕事は**身上監護**と**財産管理**の2つに分けられます。

身上監護

ご本人に契約能力がない場合に介護契約や施設入所契約など本人の身上の世話や療養看護を行うもの。

○施設の入退所に関すること

老人ホームなどの施設の入退所・処遇の監視など



○介護・生活に関すること

介護保険の利用手続きや介護サービス提供者等との契約・費用の支払いなど

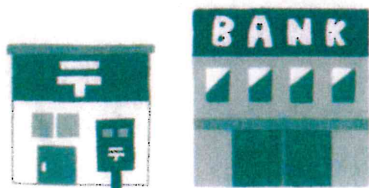


財産管理

本人の資産や負債、収入及び支出の内容を把握し本人の生活状況に適した計画的な支出をするもの。

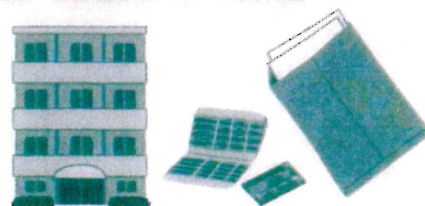
○支出・収入の管理

○銀行などの金融機関との取引



○不動産などの重要な財産の管理・処分

○権利証・通帳などの保管



⚠ 以下のような内容は含まれません ⚠

- 毎日の買い物や、身体介護
- 治療や手術、臓器提供についての同意
- 賃貸契約の保証人や入院の際の身元保証人
- 遺言や結婚、離婚などの意思表示 など

にち じょう せい かつ じ りつ し えん じ ぎょう 日常生活自立支援事業



はんだんのうりよく ぶ あん こうれいしゃ ち てきしょうがい
判断能力に不安のある高齢者や、知的障害・

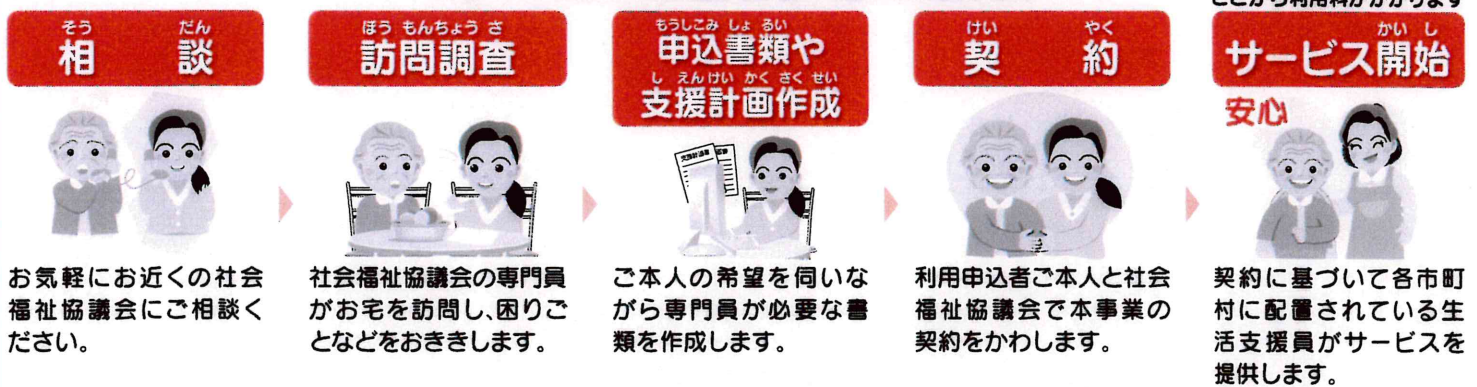
せいしんしょうがい かたがた す な ち いき あんしん く
精神障害のある方々が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう

つぎ てつだ
次のようなサービスのお手伝いをします。

サービス の 内容

- 福祉サービスの利用援助** 1を基本に2と3のサービスをご利用いただけます。
社会福祉サービスが安心して利用できるよう、福祉サービスに関する情報提供や利用手続きなどのお手伝いをします。(施設への入所手続及び身元引受人や浪費の管理等は対象外となります。)
- 日常的金銭管理サービス**
日常生活に必要なお金の出し入れや公共料金等の支払いをお手伝いします。
- 書類等の預かりサービス**
預貯金通帳、印鑑、証書などの大切な書類等をお預かりします。
(ただし、貴金属類、宝石、骨董品、書画、キャッシュカード等はお預かりできません。)

サービス開始までの流れ



安心してご利用いただくために

契約締結審査会

申込者や利用者の判断能力や援助内容について審査をおこないます。

運営監視委員会

事業の信頼性を高め、安心してご利用いただけるよう、第三者(法律、福祉、医療の専門家)の方々が構成する委員が、契約の適正や事業運営の監視を行います。

利用料について

相談・訪問調査・書類の作成は無料ですが、契約後の援助は利用料が必要です。(1回1時間以内は1,000円、1時間を超えた場合は、以降30分ごと500円をいただきます*)。ただし、生活保護を受けている方は、利用料の負担はありません。
*平成30年10月1日～料金改定

せいねんこうけんせいど りょう しえん
成年後見制度の利用を支援します

日常生活自立支援事業では、ご本人にこのサービスを利用する意思があり、契約の内容がある程度理解できる方と社会福祉協議会が対等な立場で契約することが前提です。

障害などにより、ご本人に社会福祉協議会と契約できるだけの判断能力がなくなった場合には、この事業以外でご本人にふさわしい援助につないたり、「成年後見制度」の利用を支援します。

※成年後見制度とは、精神上的の障害によって判断能力が十分でない方(認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など)を保護するための制度です。判断能力の程度により、「後見」「保佐」「補助」のタイプがあります。また、本人の判断能力が不十分になったときに、あらかじめ選んでおいた任意後見人が本人を援助する「任意後見」があります。

そうだん といあわ
ご相談・お問合せはこちらまで

お住まいの地域の福祉生活サポートセンター(社協=社会福祉協議会)にご相談ください。

ナンバー No.	しちょうそんめい 市町村名	でん 電	わ 話	ゆうびんばんごう 郵便番号	じゅう 住 所
1	あきたし 秋田市社協	018-862-0102		010 0976	秋田市八橋南一丁目8-2
2	のしろし 能代市社協(※)	0185-89-6000		016 0817	能代市上町12-32(能代ふれあいプラザ 2階)
3	よこてし 横手市社協	0182-36-5377		013 0072	横手市卸町5-10 卸町ビル2階
4	おおだてし 大館市社協	0186-49-2585		017 0836	大館市池内字大出135 大館市立上川沿公民館内
5	おがし 男鹿市社協	0185-23-2772		010 0511	男鹿市船川港船川字片田74(男鹿市福祉保健センター内)
6	ゆざわし 湯沢市社協(※)	0183-73-8696		012 0815	湯沢市古館町4-5
7	かづのし 鹿角市社協(※)	0186-22-1956		018 5201	鹿角市花輪字下花輪86-2
8	ゆりほんじょうし 由利本荘市社協(由利支所)	0184-53-2757		015 0341	由利本荘市前郷字御伊勢下4-1
9	かたがみし 潟上市社協(天王センター)	018-878-6538		010 0201	潟上市天王字上江川47-441(天王センター)
10	だいせんし 大仙市社協	0187-63-0277		014 0027	大仙市大曲通町1-14(大仙市健康福祉会館3階)
11	きたあきたし 北秋田市社協	0186-69-8025		018 3312	北秋田市花園町16-1
12	にかほし にかほ市社協	0184-32-3010		018 0402	にかほ市平沢字八森31-1
13	せんぼくし 仙北市社協	0187-52-1624		014 0347	仙北市角館町小勝田間野54-5
14	こさかまち 小坂町社協	0186-25-8020		017 0202	鹿角郡小坂町小坂鉦山字栗平19-12
15	かみこあにむら 上小阿仁村社協	018-677-3057		018 4421	北秋田郡上小阿仁村沢田字向川原80(高齢者生活福祉センター内)
16	ふじさとまち 藤里町社協	0185-79-2848		018 3201	山本郡藤里町藤琴字三ツ谷脇40
17	みたねちよう 三種町社協(※)	0185-83-4861		018 2303	山本郡三種町森岳字上台93-5
18	はっほうちよう 八峰町社協	0185-77-3551		018 2644	山本郡八峰町八森字檜台112番地
19	こじょうめまち 五城目町社協	018-852-5192		018 1725	南秋田郡五城目町西磯ノ目1-6-10
20	はちろうがたまち 八郎潟町社協	018-875-3871		018 1621	南秋田郡八郎潟町字家の後23-3(老人福祉センター内)
21	いかわまち 井川町社協	018-874-2611		018 1512	南秋田郡井川町北川尻字海老沢樋ノ口78-1(井川町役場内)
22	おおがたむら 大潟村社協	0185-45-2840		010 0441	南秋田郡大潟村字北1-3(ふれあい健康館内)
23	みさとちよう 美郷町社協	0187-85-2294		019 1541	仙北郡美郷町土崎字上野乙6-1(みさと福祉センター)
24	うごまち 羽後町社協	0183-62-5313		012 1103	雄勝郡羽後町林崎字五林坂21-1(五輪坂ケアセンター内)
25	ひがしなるせむら 東成瀬村社協	0182-47-2700		019 0801	雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下30-1(保健センター内)

※ 能代市社協、湯沢市社協、鹿角市社協、三種町社協では、「成年後見制度」の相談も受け付けておりますのでご利用ください。

きがる そうだん
お気軽にご相談ください

あきたけんふくしせいかつ
秋田県福祉生活サポートセンター

秋田県福祉生活サポート で 検索

〒010-0922 秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉協議会

でんわ
 -50-018-864-2797 FAX 018-864-2742

住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、
「成年後見制度※」についての相談や利用のお手伝いをします。

鹿角市成年後見支援センター

※成年後見制度とは

認知症や知的障がい、精神障がい等によって判断能力が十分でない方に対して、家庭裁判所から選任された成年後見人等が、本人に代わって財産を管理したり、必要な契約を結んだり、不要な契約を取消したりすることによって、本人の生活や権利を守る制度です。

このようなことで困っていませんか？

財産に関すること

- もの忘れがあり、自分でお金の管理ができない。
- 訪問販売や悪質商法の被害を頻繁に受けている。
- 年金が本人のために使われていない。



契約に関すること

- 福祉のサービスを利用したいが、自分で契約の手続きができない。
- 施設の入所を考えているが、一人で決めることが不安。



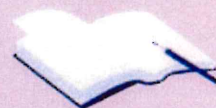
将来に関すること

- 自分に何かあったときに、障がいのある息子の生活が心配…。
- 身寄りがないので今後のことが不安。



制度の利用に関すること

- 成年後見制度を利用したいが、手続きが難しそう…。
- 成年後見制度についてくわしく知りたい。



成年後見支援センターはこんな役割を担っています

高齢者や障がいのある方の「生活」や「財産」に関する不安や困りごとについて相談に応じ、本人のさまざまな権利が守られるよう支援いたします。また、「成年後見制度」利用についての助言や手続き支援を法律や福祉等に関する関係機関と連携を図りながら行い、本人が安心して地域で暮らしていくための環境づくりをお手伝いいたします。

相談

- 判断能力に不安がある方の生活や財産管理に関する困りごとについて相談に応じます。
- 成年後見制度の利用が必要であるかを検討し、今後の方向性について一緒に考えていきます。
- 相談の内容によって必要な関係機関と連携し、ご相談者が安心できるよう支援いたします。

手続き支援

- 「成年後見制度」の利用が必要な方やそのご家族・関係機関のみならず、制度を利用しやすくなるよう、法律に関する関係機関と連携を図りながら、解決に向けた支援をいたします。

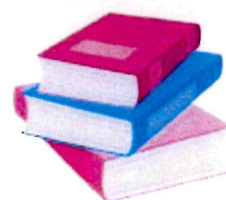


普及・啓発

- 住民の方に対して「成年後見制度」の理解を深めるための講演会を行います。
- 地域の福祉活動に従事する方や福祉サービス関係機関に対し、研修会を開催いたします。
- 「成年後見支援センター」の役割や「成年後見制度」を知っていただくためのパンフレットを作成し、広く周知いたします。

後見人への支援

- 親族として成年後見人等になって活動中の方、又はこれから活動予定の方、社会福祉法人等で成年後見人等として活動をご検討されている方々への活動支援を行います。



● 高齢者や障がいのある方の暮らしを地域でサポートする総合相談窓口

区分		機関名	住所	電話番号
高齢者関係	市	あんしん長寿課高齢者支援班 あんしん長寿課介護予防班	鹿角市花輪字下花輪50	30-0234 30-0103
	地域包括支援センター	花輪・尾去沢地域包括支援センター (鹿角市社会福祉協議会内)	鹿角市花輪字下花輪86-2	22-0502
		十和田地域包括支援センター (多世代交流スペースどまっこ内)	鹿角市十和田毛馬内字毛馬内62-1	25-8264
		大湯地域包括支援センター (大湯温泉保養センター湯都里内)	鹿角市十和田大湯字桂ノ沢1-3	37-2088
		八幡平地域包括支援センター (いこいの里居宅介護支援センター内)	鹿角市八幡平字小山50	22-4012
障がい関係・地域福祉	市	福祉総務課地域福祉班 福祉総務課総務企画班	鹿角市花輪字下花輪50	30-0238 30-0233
	基幹相談	鹿角市障がい者総合サポートセンター (鹿角市福祉プラザ内)	鹿角市花輪字上中島93	30-1088
	社協	鹿角市社会福祉協議会ふくし総合相談窓口 鹿角市社会福祉協議会権利擁護センター	鹿角市花輪字下花輪86-2	30-1555 22-1956

● 成年後見制度の利用に関する関係機関

機関名	住所	電話番号
(成年後見制度の申立て手続き、書類の取得など) ・秋田家庭裁判所鹿角出張所 ・秋田家庭裁判所大館支部	鹿角市花輪字下中島1-1 大館市字中城15	23-2262 0186-42-1574
(任意後見契約の手続きに関すること) ・能代公証役場	能代市通町9-48	0185-52-7728
(法律相談、申立て手続きの代理など) ・秋田弁護士会 高齢者・障害者のための支援センター ・法テラス鹿角法律事務所	秋田市山王6丁目2-7 鹿角市花輪字下花輪50	018-896-5599 050-3383-1416
(申立て手続きの相談や成年後見人等の依頼など) ・秋田県司法書士会 成年後見センターリーガルサポートあきた	秋田市山王6丁目3-4	018-824-0055
(成年後見制度の相談や成年後見人等の依頼など) ・秋田県社会福祉士会 権利擁護センターぱあとあな秋田 ・秋田県社会保険労務士会 成年後見センター秋田 (えすあーる秋田) ・秋田県行政書士会 コスモス成年後見サポートセンター秋田県支部	秋田市旭北栄町1-5 秋田市大町3-2-44 能代市鳳凰岱127-11	018-896-7881 018-823-6835 0185-54-2623



鹿角市成年後見支援センター

〒018-5201

鹿角市花輪字下花輪86-2(鹿角市社会福祉協議会内)

TEL 0186-22-1956 FAX 0186-23-2850

受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15
(土・日・祝日・年末年始はお休み)

「介護支援ボランティア」募集

～ボランティアで自分も元気に!!～

鹿角市介護支援

ボランティア制度とは？

65歳以上の方が、福祉施設等の受入機関でのボランティア活動を通して、地域貢献や社会参加をすることで、自身の介護予防の推進と、生き活きとした地域社会づくりを目的とした制度です。



介護支援ボランティアスタンプが置いてある各受入施設で、ボランティア活動をして集めたポイントを換金すると、1年間で**最大5,000円**の交付金が受けられます。

【受入施設】※2024.4月現在の受入施設（39か所）

- ・東恵園デイサービス
- ・特別養護老人ホーム東恵園
- ・特別養護老人ホームケアホームおおゆ
- ・デイサービスセンターオアシス
- ・介護老人保健施設いこいの里
- ・デイサービスセンター温泉保養館おおゆ
- ・ショートステイ温泉保養館おおゆ
- ・高齢者交流サロンすずかけ倶楽部
- ・はなわ地域生活支援センター・障害者センター
- ・鹿角市福祉保健センターすこやか子育て課（健康づくり班）
- ・介護老人福祉施設「月山の郷」
- ・グループホームみさと
- ・Bio Bento's Laundry service
- ・東恵園デイサービスてとと
- ・グループホームくおん
- ・地域密着型特別養護老人ホームはなわあいの
- ・介護老人保健施設けいあい
- ・地域支援サービスひなたぼっこ（鹿角親交会）
- ・ケアハウス温泉保養館おおゆ
- ・介護老人福祉施設鹿角微笑苑
- ・企業組合ゆいすえひろデイサービスセンター
- ・とわだ地域生活支援センター
- ・鹿角市大湯温泉保養センター湯都里
- ・介護老人福祉施設「鹿南の郷」
- ・サロン夜明島
- ・鹿角市社会福祉協議会
- ・多機能サービスかみはなわ
- ・鹿角中央病院デイサービスセンター
- ・グループホームなでしこ
- ・指定障害者支援施設東山学園
- ・養護老人ホーム和光園
- ・グループホーム温泉保養館おおゆ
- ・デイサービスセンターゆげ温泉
- ・グループホーム仁愛
- ・鹿角市高齢者センター
- ・多機能サービスたぐちさんの家
- ・鹿角市福祉保健センターあんしん長寿課（介護予防班）
- ・生活介護支援事業所「小春日」
- ・乳牛にこにこサロン

※各施設における活動内容については、鹿角市社会福祉協議会へお問い合わせください。

介護支援ボランティア登録から交付金が支給されるまで

1

介護支援ボランティアの登録を行います

- 登録できる方 鹿角市内にお住まいで65歳以上の方（介護保険第1号被保険者）のうち、要介護認定を受けていないものであって、ボランティア活動をすることができる健康な方（要支援1、2の方も登録できます）。
- 受付場所 鹿角市社会福祉協議会
※申請書は鹿角市社会福祉協議会のほか受入施設で配布しています。
- 必要なもの 介護保険被保険者証

自分の特技をみんなの為に活かしたい

私の出来る事を見つけたい

生きがいを見つけない

どんな活動があるの？



鹿角市社会福祉協議会へご相談ください！

2

ボランティアをしてスタンプを貯めます

- 活動場所 あらかじめ指定を受けている鹿角市内の福祉施設や団体になります（表面記載施設）
例えば・・・特別養護老人ホーム・グループホーム・デイサービス などです。
- 活動内容
 - ①レクリエーション等の指導及び参加支援
 - ②お茶出しおよび食堂内の配膳、下膳等の補助
 - ③喫茶等の運営補助
 - ④散歩、外出および館内移動の補助
 - ⑤模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露等の行事の手伝い
 - ⑥話し相手
 - ⑦その他施設の職員とともに草刈り、洗濯物の整理、シーツ交換等の軽微かつ補助的な活動
 - ⑧市が委託する地域支援事業での参加者の支援活動
 - ⑨高齢者生き活きサロン活動での参加者の支援活動
 - ⑩高齢者会食会での参加者支援活動
 - ⑪その他の事業および活動

※ボランティア活動をし、その都度、「鹿角市介護支援ボランティア手帳」（以下、手帳という。）にスタンプを押してもらいます（概ね1時間の活動でスタンプ1個、1日2個上限）。
※スタンプは施設職員が押印します。



3

スタンプを現金に交換または寄付する事ができます

スタンプ1個=100円（年間交換上限 スタンプ50個=5,000円）

- 現金への交換は手続きが必要です。手帳は、活動年度（9月1日～翌年の8月末）毎に切り替わりますので、8月分のスタンプ取得が完了しましたら、9月から10月末までに介護支援ボランティア制度ポイント換金申出書を手帳（新旧どちらも）を添えて、鹿角市社会福祉協議会へ提出してください。
- 介護保険料の未納・滞納がある方は対象外です。
- 介護支援ボランティア制度ポイント換金申出書に記載された指定の口座へポイントに応じた交付金を振り込みます（翌年2月から3月）。寄付の申し出も可能です。
- 交換上限を超えて取得したスタンプは、翌活動年度に限り、繰り越すことができます（繰越上限スタンプ50個）。

問合せ先・申込み先

社会福祉法人鹿角市社会福祉協議会

〒018-5201 鹿角市花輪字下花輪86-2

生活援助ボランティア事業

鹿角市社会福祉協議会では、高齢者の在宅生活を支援する市民による市民への助け合い活動「生活援助ボランティア事業」を行っております。

市民による市民への
助け合い活動へ
参加してみませんか



～ボランティアを随時募集しています～

【事業の目的】

高齢者が要介護・要支援状態になることを予防するとともに、要介護・要支援状態となった場合でも、可能な限り自立した在宅生活を営むことができるよう住民同士が協力し合い、住民の福祉力をもって支援することを目的とします。

【活動内容】

①話し相手②見守り③生活相談④手紙の朗読・代筆⑤行政・医療機関などとの連絡・手続き代行⑥調理⑦掃除⑧洗濯⑨買物⑩宅配の手続き⑪薬の受け取り等の生活援助⑫ほか軽作業等。

※活動内容は、利用者の介護予防サービス・支援計画に基づくものです。

※買物・薬取り等でボランティアが利用者を車に乗せることはありません。

【その他】活動は登録制で、活動時間によって活動費をお支払いします（30分あたり350円）。

ボランティア募集中

この事業で活動してくださるボランティアを随時募集しています。市民による市民への助け合い活動へ皆様のお力をお貸しください。

【登録先】

鹿角市社会福祉協議会

【登録に必要な物】

口座番号がわかる物

（活動費振込先）



講習会のお知らせ

未経験者の方でも安心して活動していただくため、活動前に簡単な講習会を開催しています。講習会は下記内容で随時開催しています。ご連絡お待ちしております。

【内 容】 ①事業説明 ②高齢者の心身の特徴
③訪問サービスの心得など1時間程度

です

【受講条件】 地域福祉に理解・関心がある市内にお住いの方

【費 用】 無料

生活援助ボランティアとは？

生活援助ボランティアは、「見守りや話し相手」、「手紙や郵便物の確認」など、高齢者のちょっとしたお手伝いをするボランティアです。住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けられるように、出来る範囲でお手伝いをします。

■活動内容／話し相手、見守り、生活相談、手紙の朗読・代筆、行政・医療機関などとの連絡・手続き代行、調理、掃除、洗濯、買物、宅配の手続き、薬の受け取り等の生活援助、ほか軽作業等

最近・・・
誰とも話して
ないなあ

誰かに悩みを
聞いてほしい

お肉や固い野菜が
切れない・・・
手伝ってほしいなあ

手が震えて書けない、
文字が見えづらい・・・

物が重く感じて、
家事が難しい・・・

遠くの家族に
荷物を送りたいけど、
どうすれば・・・

【利用できる方】

在宅で生活している介護度が比較的軽度な方（事業対象者または要支援1・2、要介護1）で、ケアプランにおいて必要と認められた方。

【利用料】

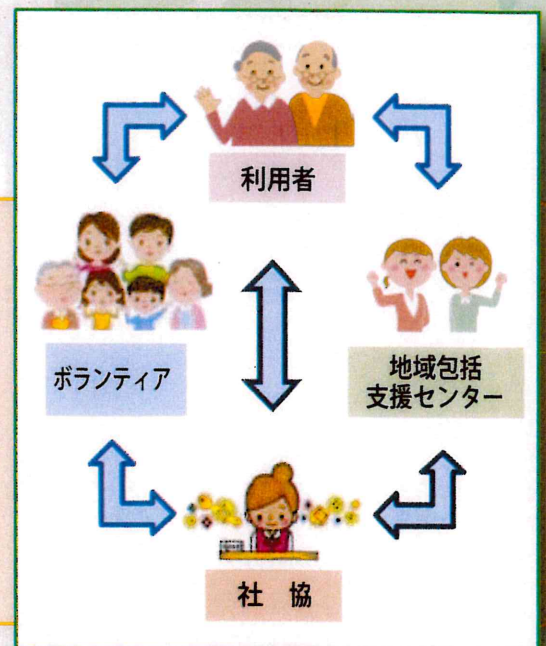
30分100円 ※原則週1回（1日2時間まで）

買物等でボランティアが自家用車等を使用する際には、別途ガソリン代をご負担いただきます。1kmあたり37円。

【サービスの流れ】

- ①お近くの地域包括支援センターへご相談ください
- ②希望するサービスをお聞きしながら、包括支援センター（一部居宅介護支援事業所）が作成する「ケアプラン」に基づき、サービス内容を検討します
- ③ボランティアと社会福祉協議会（社協）職員がご自宅を訪問し、顔合わせを行い、活動内容を確認します
- ④ボランティアが活動を行います（週1回程度）
- ⑤毎月初めに社協職員が利用料の集金へ伺います（口座振替可）

※サービスの中で知り得た利用者の個人情報については、サービス提供のため必要な範囲内で利用し、その目的以外での利用はいたしません。



【お問い合わせ先】

●花輪・尾去沢地区	花輪・尾去沢地域包括支援センター	鹿角市花輪字下花輪86-2（鹿角市社会福祉協議会内）	TEL：22-0502
●十和田地区	十和田地域包括支援センター	鹿角市十和田毛馬内字毛馬内62-1 （けまない福祉コミュニティエリア多世代交流スペースどまっこ内）	TEL：25-8264
●大湯地区	大湯地域包括支援センター	鹿角市十和田大湯字桂ノ沢1-3（大湯温泉保養センター湯都里内） -56-	TEL：37-2088
●八幡平地区	八幡平地域包括支援センター	鹿角市八幡平字小山50（いこいの里介護支援センター内）	TEL：22-4012

毎日の生活の中で、なにか不安なこと、
相談したいことはありませんか？

地域包括支援センター

なんでもご相談ください！



近所の一人暮らしの高齢者が
最近閉じこもりぎみで、
心配です



介護保険を
利用したいのですが
どうしたらよいでしょうか



警察官を名乗る男から
銀行のカードと暗証番号を
要求されたのですが、
どうしたらよいでしょうか



虐待されているかもしれない
高齢者を知っていますが、
どうしたらよいかわかりません



住みなれたまちで 安心して暮らすために

「地域包括支援センター」は市区町村が運営している機関で、高齢者のみなさんが住みなれたまちで安心して暮らしていけるように、介護、福祉、健康、医療など、さまざまな面から高齢者やその家族を支えています。本人や家族、地域住民、ケアマネジャーなどから受けたいろいろな相談ごとを、適切な機関と連携して解決に努めます。困ったことがあればご相談ください！

いろいろな相談ごと

- 近所に住む一人暮らしの高齢者が、最近閉じこもりぎみで心配
- サービス事業者に不満があるが、直接言いづらい
- 引っ越してきたばかりなので、友人をつくりたい
- 近所にある高齢者のサークルを知りたい など



本
言

介護や健康について

- 介護予防ケアプランを作ってもらいたい
- 介護予防についての相談をしたい
- 介護保険を利用したいが、体調が悪いので要介護認定の申請に行けない
- 体調が悪く、寝たきりへの不安がある
- 今の健康を維持したい など

権利を守ることにについて

- 振り込め詐欺の被害にあってしまった
- 財産の管理に自信がない
- 虐待にあっている高齢者を知っているが、どうすればよいかわからない
- いけないとわかっているけども、虐待をしてしまう など

●ケアマネジャー（介護支援専門員）

介護の知識を幅広く持った専門家です。適切なサービスを利用するためのケアプランの作成、利用者の心身の状況把握、利用者や家族からの相談を受けたりアドバイスしたり、事業者への連絡・手配などを行います。



支援
指導

相談

地域包括支援センター



主任ケアマネジャー



保健師



社会福祉士

主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士などが中心となり、お互いに連携をとりながら、「チーム」として活動しています。

支援

高齢者の生活を地域のネットワークで
総合的に支えます

行政機関

医療機関

地域の
医師会

ケア
マネジャー

民生委員

社会福祉
協議会

NPO法人

介護
サービス
事業者

地域の
ネットワーク例

協力

「みまもり」のネットワーク

地域包括支援センターは、住民のみなさんや民生委員、警察、消防署、医療機関、民間企業などと協力して、地域の高齢者をみまもるネットワークづくりを進めています。

ネットワークが高齢者の問題や異変を早期に発見し、地域包括支援センターに報告します。報告を受けた地域包括支援センターは適切な機関と連絡を取り合い、問題解決の支援をして、高齢者のみなさんが安心して暮らしていける地域づくりに努めています。

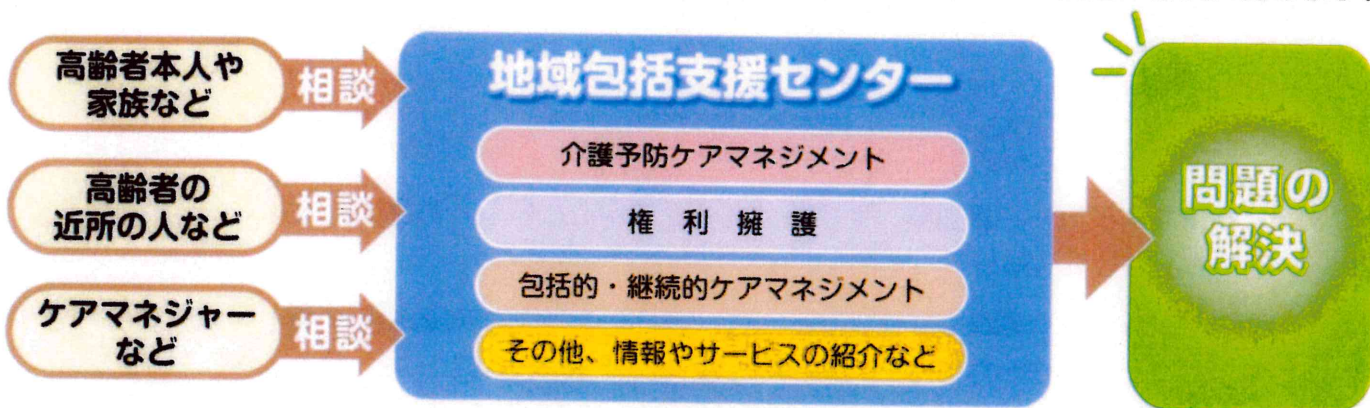


なんでもご相談ください



近所に住む一人暮らしの高齢者が、最近閉じこもりぎみで心配です。どこに相談すればよいのでしょうか。

介護や福祉、医療などに関することはもちろん、どこに相談したらよいかわからない心配ごとや悩みは、まず地域包括支援センターにご相談ください。相談内容に応じて適切な機関等と連絡を取り、みなさんへ必要な情報やサービスの提供、関係機関の紹介などをして、問題の解決に努めます。



まずは地域包括支援センターへご相談ください!

地域包括支援センターは、高齢者のみなさんはもちろん、そのご家族や高齢者の近所にお住まいのみなさんもお相談いただけます。些細なことでもかまいませんので、困ったことや心配ごとは、まずは地域包括支援センターへご相談ください。



高齢者のみなさん

生活や健康について、困ったことや心配ごとなど、どんなことでも構いませんので、ご相談ください。



高齢者のご家族

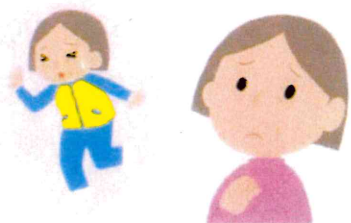
高齢者についての心配ごと、介護での疲れや悩みなど、どんなことでも構いませんので、ご相談ください。



高齢者の近所のみなさん

近所の高齢者に関する心配ごと、気になることなど、どんなことでも構いませんので、ご相談ください。

自立して生活できるように支援します



体力の低下が感じられるので
介護予防に
取り組みたいのですが。

体力の低下や日常生活に支援が必要と感じるなど、気になることがありましたら地域包括支援センターに相談してください。市区町村が行う介護予防のための事業「介護予防・日常生活支援総合事業」をご案内します。

介護予防・日常生活支援総合事業

市区町村が中心となって行う介護予防の取り組みです。地域の実情に応じてサービス事業者や民間事業者、NPO、住民のみなさんなどいろいろな人が参加して多様なサービスを充実させることで、地域の支え合いづくりを推進し、支援が必要な人がより効果的で効率的なサービスを利用できることを目指します。サービス利用の対象者は以下の通りです。

- **介護予防・生活支援サービス事業**…①要支援1・2と認定された人
②基本チェックリストで生活機能の低下がみられた人
(介護予防・生活支援サービス事業対象者)
- **一般介護予防事業**…65歳以上の人。介護予防に関する講演会や体操教室、ボランティア研修への参加など。

要介護認定を受けて
「要支援1」と判定されました。
介護予防のサービスを利用したいのですが。



地域包括支援センターでは「介護予防サービス」を利用するための介護予防ケアプラン作成や、「介護予防・生活支援サービス事業（介護予防・日常生活支援総合事業）」を利用するための基本チェックリストの実施およびケアプラン作成などを行い、介護予防の支援をしていますので、ご相談ください。

●介護予防・生活支援サービス事業

具体的なサービス内容や費用などは市区町村によって異なります。

訪問型サービス	これまでの介護予防訪問介護に相当するサービスのほか、民間事業者やNPO、ボランティアなどに居宅を訪問してもらい、利用者が自力では困難な行為について多様なサービスが受けられます。
通所型サービス	これまでの介護予防通所介護に相当するサービスのほか、民間事業者やNPO、ボランティアなどによるさまざまな通所サービスが受けられます。
その他の 生活支援サービス	<ul style="list-style-type: none"> ●栄養改善、見守りを兼ねた配食 ●定期的な訪問による見守りと緊急時の対応 ●その他自立支援に役立つ生活支援 等

※65歳以上の人で、介護予防・生活支援サービス事業のみの利用を希望する場合、基本チェックリストを受けて生活機能の低下がみられたとき、要介護認定を行わずすみやかに上記のサービスが利用できます（ケアプランの作成などは必要です）。

※介護予防サービスと介護予防・生活支援サービス事業はあわせて利用できます。

高齢者の権利を守ります



警察官を名乗る男から「あなたの銀行口座が犯罪に使われているのでカードと暗証番号がほしい」と言われました。どうしたらよいでしょうか。

警察官が電話や訪問で、通帳やカード、暗証番号などを要求したり、受け取りのために銀行員を派遣したりすることはありませんので、絶対に教えたり渡したりしないでください。

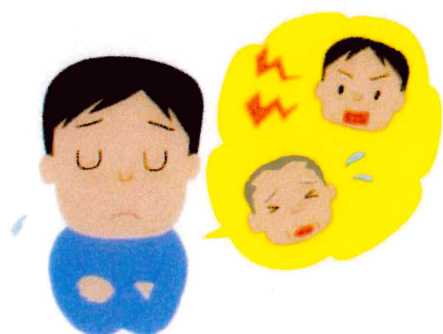
近年、高齢者をねらった振り込め詐欺や悪質な訪問販売などの被害が増えています。怪しいと思ったときや被害にあったときには、地域包括支援センターにご連絡ください。状況をお聞きした上で、警察や消費生活センター、行政などと協力して対応します。

今は大丈夫ですが、将来、認知症などの病気になったとき、財産の管理が心配です。



将来、認知症などで判断能力が衰えた場合に備えて、「成年後見制度」を利用して、後見人を選んでおくことができます。

「成年後見制度」は、財産の管理や、契約のときなどに不利益をこうむったり、悪質商法の被害にあったりしないよう、権利と財産を守る制度です。くわしくは、地域包括支援センターにご相談ください。



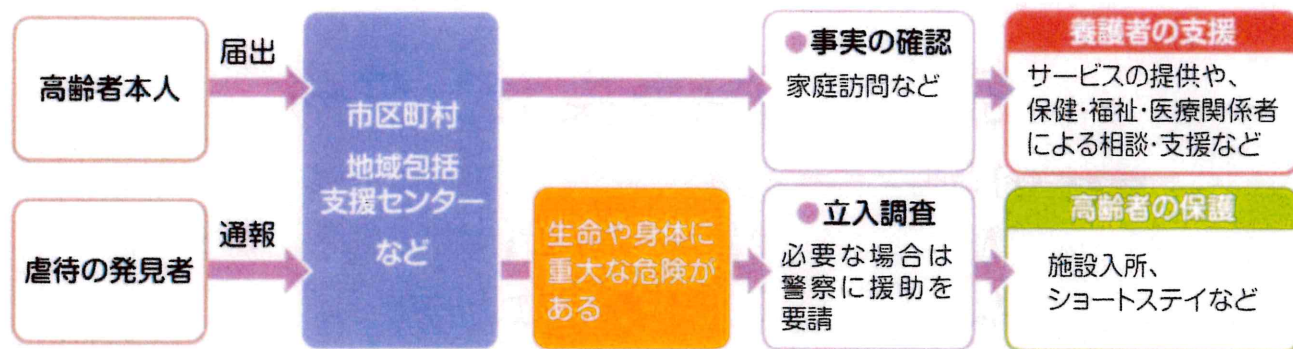
認知症の父親の介護に不安と疲労がかさなり、イライラしていつも父親を怒鳴ってしまいます。

介護者が、日ごろの介護で心身が疲労し、追いつめられていることも、虐待の原因の一つとされています。地域包括支援センターでは、介護者の介護の負担、ストレスを軽減するためのサービスや情報などの提供をしています。介護者が一人きりで問題を抱え込まないことが大切です。周囲の人の協力や介護保険、福祉のサービスを上手に利用しましょう。

近所に虐待されているかもしれない
高齢者がいるのですが、
どうしたらよいでしょうか。



虐待を発見したり、虐待があると思われたときは、迷わず地域包括支援センターや市区町村に連絡してください。通報した人の「個人情報」は秘密にされますので、ご安心ください。地域包括支援センターは、虐待の早期発見・把握に努め、必要に応じて老人福祉施設などへの入所など、ほかの機関とも連携して高齢者を守ります。



包括的・継続的ケアマネジメント

暮らしやすい地域をつくります

地域包括支援センターでは、高齢者一人ひとりの心身の状態、生活環境の変化などにおけるさまざまな問題を解決するために、医療機関を含めた関係機関のネットワークを活用して、支援をしています。

また、地域で働いているケアマネジャーが日常業務をしやすいように、サービス事業者や医療機関などとの連絡調整をしたり、ケアマネジャー同士が情報を持ち合えるようにネットワークをつくり、高齢者のみなさんが暮らしやすい地域をつくります。



○花輪・尾去沢地域包括支援センター

電話 0186-22-0502
花輪字下花輪86番地2
(鹿角市社会福祉協議会内)

○八幡平地域包括支援センター

電話 0186-22-4012
八幡平字小山50番地
(いこいの里居宅介護支援センター内)

○十和田地域包括支援センター

電話 0186-25-8264
十和田毛馬内字毛馬内62番地1
(けまない福祉コミュニティエリア
多世代交流スペースどまっこ内)

○大湯地域包括支援センター

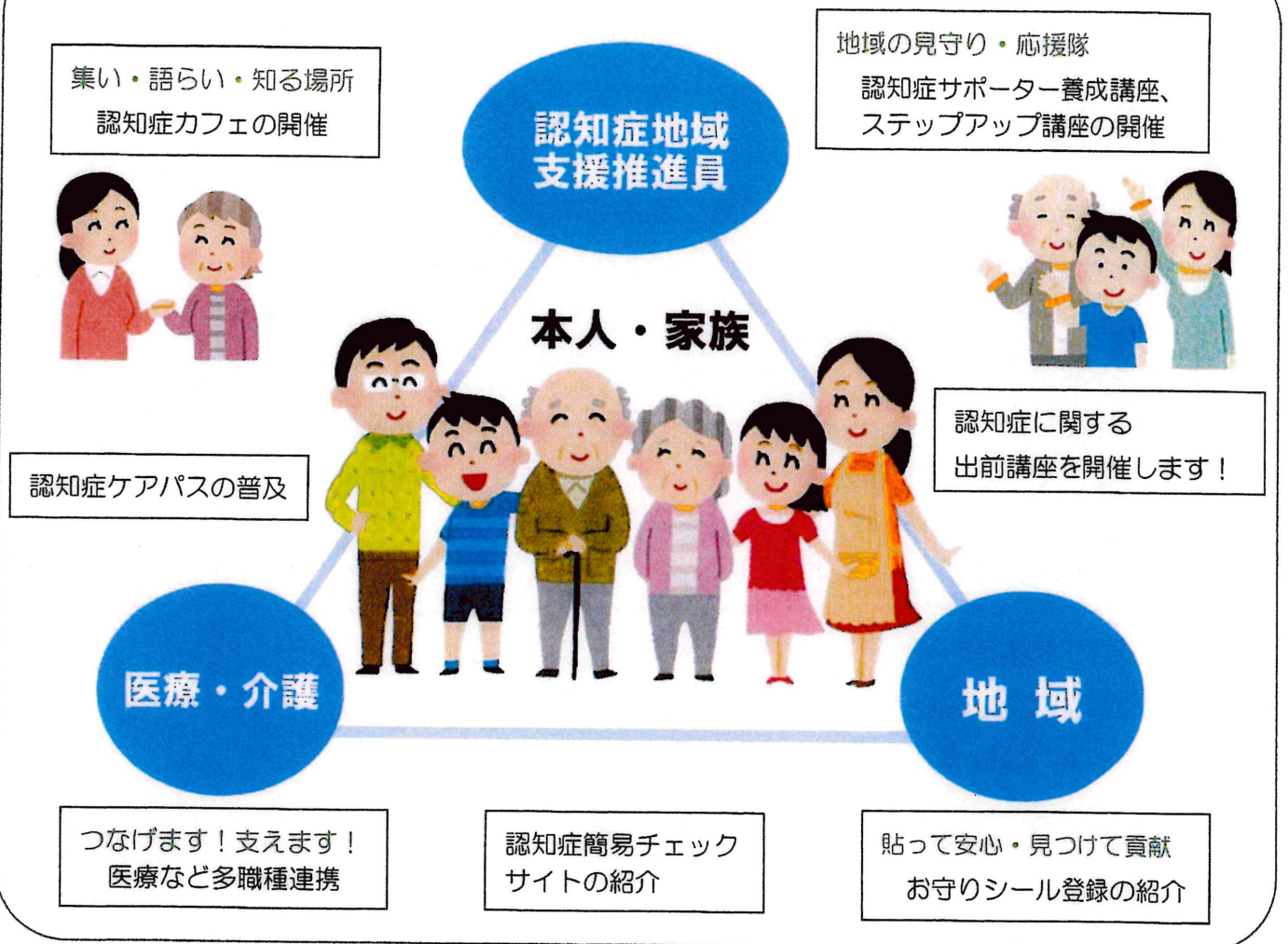
電話 0186-37-2088
十和田大湯字桂ノ沢1番地3
(大湯温泉保養センター湯都里内)

**お困りのことがあれば、お近くの
地域包括支援センターまでご連絡ください!**

認知症でお困りの方、わたしたち認知症地域支援推進員に “困りごと”をお聞かせください。

認知症は誰もがなりうる身近な病気です。
たとえ症状があっても暮らせる「認知症になってもだいじょうぶなまち」を
皆さんといっしょにつくっていきたいと思います。

「わたしたちはこんな活動をしています」



認知症地域支援推進員は下記センターにいます。
来所・電話どちらでもかまいません。お気軽にご相談ください。
(相談は無料です)

花輪・尾去沢地域包括支援センター	電話 22-0502
八幡平地域包括支援センター	電話 22-4012
十和田地域包括支援センター	電話 25-8264
大湯地域包括支援センター	電話 37-2088
福祉保健センター(あんしん長寿課)	電話 30-0103

ぷら~っと カフェ

~悩み事や相談、情報交換のできるカフェ~

毎月第3木曜日 9時30分~12時30分

鹿角市社会福祉協議会内 多世代交流スペース
または、2階会議室

R6.4/18 5/16 6/20

7/18 8/22 9/19

10/17 11/21 12/19

R7.1/16 2/20 3/19

参加費
は無料



すみっこの部屋で こみっとやっています😊
地域の方々、認知症の人やそのご家族、
老若男女、年齢問わずだれでも気軽に
「ぷら~っと」「ちょっとお茶だけ」でも
寄って行ってください。

※問い合わせ先

花輪・尾去沢地域包括支援センター:22-0502

※コロナウイルス感染状況により、カフェを⁺止する場合がありますのでご了承ください。